

令和5年度

群馬工業高等専門学校
外部独自評価報告書

令和6年2月

【目次】

1. はじめに P. 1
2. 外部独自評価の概要 P. 2
3. 外部独自評価委員会評価報告 P. 5
4. 外部独自評価結果を受けて P. 88

参考資料

- ・ 外部独自評価委員会次第 P. 89
- ・ 外部独自評価委員会議事概要 P. 90
- ・ 群馬工業高等専門学校評価規則 P. 96

1. はじめに

本校は、実践的・創造的技術者を養成することを目的とした5年間一貫教育を行う高等教育機関として、高等専門学校制度が創設された昭和 37 年にいわゆる国立高専第1期校 12 校のうちの一つとして設立され、これまでの本科卒業生は、9,091 名、専攻科修了生は 1,017 名を数えます。

この間、科学技術の高度化やグローバル化の進展の下で、幅広い場面で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成がますます重要となっており、こうした技術者については、イノベーション創出への貢献も期待されています。このような人材を育成すべく、本校は教育及びこれと密接不可分の関係にある研究や地域社会貢献活動の充実に取り組んでおります。

本校には、5年制の本科と2年制の専攻科が設置されています。本科には、機械工学科、電子メディア工学科、電子情報工学科、物質工学科及び環境都市工学の5つの学科が設置され、理論とともに、実験、実習、設計製図などの実技を重視し、人間形成という観点から一般科目にも力を入れ、生活面でも自由な雰囲気の中にも自律を重視した指導を行っています。また、専攻科には、生産システム工学専攻と環境工学専攻の2専攻が設置され、本科における教育の基礎の上に、より深く高度な工学に関する学術を教授・研究しています。

これら5年間または7年間の一貫教育を通して、社会の多種多様かつ高度な技術課題に幅広い視野を持って挑み、これを克服していくために複数の領域に及ぶ知見を持った人材の育成を目指しており、具体的には、個々の学生が最も得意な工学分野の知識と、それとは異なる工学分野の知識を融合して、困難な課題を解決まで導く能力を磨く教育を行っています。

法令等の改正により平成3年以降、高等教育機関は、自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、学外者による検証を行うことで教育の質の向上・改善に取り組んでいくことが求められるようになりました。

本校の外部独自評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施している機関別認証評価における高等専門学校評価基準の項目にしたがって自己点検・評価項目を設定するとともに、その項目を2分割にし、前半の項目の自己点検・評価と外部独自評価をそれぞれ1年目と2年目、後半を3年目と4年目で行い、5年目ではそれらを合わせた全項目の自己点検・評価を実施することとしました。令和4年度は、その切り替え初年度に該当し、「教育の内部質保証システム」、「組織・管理体制」、「学習環境と学生支援及び各種活動状況」について自己点検・評価を実施し、今回、その結果について外部独自評価委員に評価いただきました。また、学校の現況や教育の特徴についても紹介させていただき、学校運営や教育活動についても率直なご意見・ご提案をいただきました。

ご多忙の中、外部独自評価委員のみなさまにおかれましてはご協力いただき誠にありがとうございました。委員会でのご指摘やご提案に基づき、今後の学校の運営や教育、研究活動の更なる改善に取り組んでまいります。

群馬工業高等専門学校長

三 谷 卓 也

2. 外部独自評価の概要

(1)目的

本校における外部独自評価は、内部からは気づきにくい課題等について、第三者の視点から確認していただき、教育研究体制等の改善に資することを目的として実施する。(本校評価規則第11条)

(2)外部独自評価委員構成

外部独自評価委員会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した委員をもって構成する。(本校評価規則第12条)

また、委員長は委員の互選により選出する。(本校評価規則第13条)

- ① 大学等教育機関の関係者
- ② 本校の所在する地域の教育関係者
- ③ 地方自治体の関係者
- ④ 地域産業界等の関係者
- ⑤ その他校長が必要と認める者

令和5年度 外部独自評価委員会委員

1	群馬大学大学院理工学府長	石間 経章	1号委員(委員長)
2	群馬県中学校長会会長	川上 辰幸	2号委員
3	群馬県立群馬産業技術センター所長	細谷 肇	3号委員
4	群馬テクノ懇話会会長	鈴木 実	4号委員
5	群馬工業高等専門学校後援会会長	吉田 涼子	5号委員
6	群馬工業高等専門学校同窓会会長	細谷 功	5号委員
7	上毛新聞社営業局次長	石黒 淳	5号委員

(3)外部評価の実施方法

外部独自評価は、本校の自己点検・評価報告書及び根拠資料のほか、外部独自評価委員会で実施するヒアリング、実地調査等により行う。(本校評価規則第15条)

① 実地調査(外部独自評価委員会)(令和5年9～10月)

「群馬工業高等専門学校自己点検・評価報告書(令和5年3月発行)」について、学内関係者からの学校概要等の説明に基づき、質疑応答及び意見交換の上、外部独自評価委員会委員から検証を受ける。

② 外部独自評価委員会委員による評価書の作成(令和5年10月 ～ 令和5年11月)

上記の調査に基づき、外部独自評価委員会終了後、外部独自評価委員会委員は評価結果の報告書を作成する。

③ 外部独自評価報告書の作成(令和5年11月 ～ 令和6年1月)

外部独自評価委員会委員から提出された結果をとりまとめ、外部独自評価委員会委員による確認を経て「外部独自評価報告書」を作成する。

④ 外部独自評価報告書の公開(令和6年2月)

作成した「外部独自評価報告書」を本校ホームページ上に公開する。

(5) 評価項目

本校評価委員会で作成した自己点検・評価報告書及び参考資料について、令和4年度に行った以下の5項目の事項について評価を受ける。

◆教育の内部質保証システムと組織・管理体制

項目1 教育の内部質保証システム

項目2 教育組織及び室員・教育支援者等

項目3 管理運営

◆学習環境と学生支援、各種活動状況

項目7 学習環境及び学生支援活動等

項目8 研究活動、地域貢献活動、国際交流活動の状況

(6) 評価結果

全体としては、本校の活動全般について、5つの項目において「すべて妥当である」との高い評価をいただきました。

一方で、

- ・評価書のとりまとめ方法や3つのポリシーの見直しの記録に関するアドバイス
- ・留年率・留年生への対策
- ・学生への学習及び生活支援体制等の整備
- ・地域連携の強化
- ・教職員の資質能力の向上等

に関してご意見を頂戴しております。

詳細な内容は、「3. 外部独自評価委員会評価報告」をご覧ください。

3. 外部独自評価委員会評価報告

「外部独自評価委員による検証」欄に記載の委員の意見については、原文のまま記載しております。

項目1 教育の内部質保証システム

1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価(数理・データ・サイエンス・AI教育プログラムを含む)を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。

1-1-①

教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	方針は、群馬工業高等専門学校評価規則の中で定めている。	資料 1-1-①-01_評価規則	
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	実施体制は、評価規則の中で定めている。委員会は、評価委員会を中心に行う仕組みとなっている。	資料 1-1-①-01_評価規則 資料 1-1-①-02_改善 PDCA サイクル図 資料 1-1-①-03_自己点検評価と対応委員会	*
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。	☒ はい ☐ いいえ	基準項目は、評価規則の中で定めている。	資料 1-1-①-01_評価規則	*

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・自己点検、評価、ともに方針、方法が整備されてきており、適切に実施されていると判断した。
- ・評価実施における委員会組織の役割分担が明確になっている。
- ・自己点検・評価書を確認させていただきました。以下に示す項目毎に詳細な自己点検を行っています。1 教育の内部保証システム、2 教育組織及び職員等、3 管理運営、4 学生の受入れ、5 学習・教育・研究の成果、6 教育課程・教育方法、7 学習環境及び学生支援等、8 研究活動、地域貢献活動、国際交流の状況。

1-1-②

内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 根拠となるデータや資料等を担当する組織の体制が整備されており、定期的に収集・蓄積しているか。	☒ はい ☐ いいえ	資料等の担当組織は、事務組織規則にも定めている。	資料 1-1-②-01_根拠資料と収集蓄積状況 資料 1-1-①-02_改善とPDCAサイクル図 資料 1-1-①-03_点検評価項目と対応委員会 資料 1-1-②-02_事務組織規則 資料 1-1-②-03_定期的な資料収集の申し合わせ	* *

(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。	☒ はい ☐ いいえ	評価規則(p. 5)に実施時期を定めている。自己点検・評価は2年ごとに実施しており、2年毎に評価項目は異なる。	資料 1-1-①-01_評価規則 資料 1-1-②-04_令和2年度自己点検評価書 資料 1-1-②-05_平成30年度自己点検評価書 資料 1-1-②-06_平成28年度自己点検評価書	*
(3) (2)の結果を公表しているか。	☒ はい ☐ いいえ	群馬高専ホームページに公表 公表先 URL: https://www.gunma-ct.ac.jp/school_info/evaluate/	資料 1-1-②-07 ホームページ自己点検・評価、外部評価公表	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・評価のためのデータを組織的に管理できるようになっており、今後の評価の予定も計画されている。評価の結果も適切に公表されている。
- ・PDCAのサイクルによって、改善に結びつく有効な評価が実施されている。
- ・平成28年度、平成30年度、令和2年度の独自点検評価書にて定期的に自己点検が行われていることを確認しました。また、その結果を群馬高専ホームページにて広く一般に公表されていることを確認しました。

1-1-③

学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、意見聴取を実施しているか。(以下:聴取対象者例) ① 教員 ② 職員 ③ 在学生 ④ 卒業(修了)時の学生 ⑤ 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生 ⑥ 保護者 ⑦ 就職・進学先関係者	☒はい ☐いいえ	【教員】学校長による教員対象の面談が行われている。 【職員】独立行政法人国立高等専門学校機構職員人事評価実施要領に基づく面談が行われている。 【教員】【職員】教職員はグループウェア内の「高専意見箱」で、意見や質問を投稿できる。 【在学生】全学生を対象とした面談が担任によって毎年実施されている。 教育・学習の達成度・満足度アンケートも実施している。 【卒業(修了)時の学生】卒業・修了時の学生による教育・学習の達成度・満足度アンケートが実施されている。	資料 1-1-③-01_校長面談 資料 1-1-③-02_職員人事評価実施要領 資料 1-1-③-03_意見書箱 資料 1-1-③-04_担任による学生面談実施資料 資料 1-1-③-05_卒業時・修了時学習アンケート結果	

		【卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生】 不定期に、卒業(修了)から5年程度の卒業(修了)生を対象としたアンケートが実施されている。なお、令和2年度教育研究委員会で3年に一度実施する事を定め、今後は3年毎に実施することとした。 【保護者】 保護者懇談会および新1年生保護者対象のアンケートが毎年実施されている。 【就職・進学先関係者】 平成29年に就職・進学先関係者を対象としたアンケートを実施している。しかしながら、それ以降は実施できておらず、今後の改善を要する。	資料 1-1-③-06_卒業生・修了生対象アンケート 資料 1-1-③-07_保護者懇談会実施日程 資料 1-1-③-08_新1年生保護者意識調査集計結果 資料 1-1-③-09_就職・進学先関係者アンケート	
(2) 自己点検・評価の実施に際して、在学生・卒業(修了)時・卒業(修了)後・外部評価の結果等を踏まえて行っているか。 【在学生】 ① 学習環境に関する評価 ② 学生による授業評価 ③ 学生による教育・学習の達成度に関する評価(進級時・卒業(修了)前) ④ 学生による満足度評価(進級時・卒業(修了)前)	☒はい ☐いいえ	【在学生】 ①学習環境に関する評価 ・全学年を対象とした学習環境について評価を実施している。 ・1年生を対象とした実態調査を実施している。	資料 1-1-③-10_学習環境調査集計結果 資料 1-1-③-11_1年生実態調査結果 資料 1-1-③-12_令和2年度群馬高専学生調査	

【卒業(修了)時】 ① 卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ② 卒業(修了)時の学生による満足度評価 【卒業(修了)後】 ① 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 ② 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 【外部評価】 ① 外部有識者の検証(数理・データ・サイエンス・AI 教育プログラムを含む) ② 第三者評価(機関別認証評価・JABEE 等)	②学生による授業評価 ・年 2 回、学生による授業評価アンケートを実施している。 ③学生による教育・学習の達成度に関する評価 ・年 1 回進級時等に学生による教育・学習の達成度に関するアンケートを実施している。 ④学生による満足度評価 ・③に併せて、年 1 回進級時等に学生による教育・学習の満足度に関するアンケートを実施している。 【卒業(修了)時】 ・年 1 回、卒業時、修了時に学生による教育・学習の達成度及び満足度に関するアンケートを実施している。 【卒業(修了)後】 ・3 年に一度、卒業、終了後のおおよそ 5 年後の卒業生・修了生を目途に学習成果の効果を実施している。 【外部評価】 ・2 年に 1 度、外部評価を実施しており、直近では令和元年度、平成 29 年度に実施している。	資料 1-1-③-13_学生による授業評価・自己評価結果 資料 1-1-③-14_学生による教育・学習の達成度の評価(進級時、卒業(修了)前)評価 資料 1-1-③-05_令和 3 年度卒業・修了生学生アンケート 資料 1-1-③-06_平成 28 年度卒業生・修了生アンケート 資料 1-1-③-15_令和元年度外部評価報告書 資料 1-1-③-16_平成 29 年度外部評価報告書	* *
---	--	--	-------------------

		・機関別認証評価は、7年に1度受審しており、直近では令和3年度、平成26年度に実施している。	資料 1-1-③-17_令和3年度機関別認証評価書 資料 1-1-③-18_令和3年度機関別認証評価書(選択評価事項) 資料 1-1-③-19_平成26年度機関別認証評価書 資料 1-1-③-20_平成26年度機関別認証評価書(選択評価事項)	
(3) (1)(2)の意見聴取による意見・評価を、自己点検・評価結果に反映しているか。	☒はい ☐いいえ	資料 1-1-②-03_令和2年度自己点検評価書の p.21 に記載されている多くの取り組みは在籍する留学生からの意見・評価が学校運営に反映させることに役立っている。また、海外語学研修が在籍生から高い評価を得ていることが記載されている(根拠資料は同 p.203 に掲載)。 資料 1-1-②-04_平成30年度自己点検評価書の p.8～9 に、在籍生のニーズを把握して学習を支援する体制が整備されて機能していることが記載されている。また、同 p.11 に、本科卒業生・専攻科修了生本人及	資料 1-1-②-04_令和2年度自己点検評価書 資料 1-1-②-05_平成30年度自己点検評価書	* *

		び受け入れ先の大学や企業からの意見を教育に対するフィードバックとして役立っている旨が記載されている。さらに、同 p.88 に、担任業務として個別面談を通じた在校生からの意見聴取、懇談会を通じた保護者からの意見聴取がなされていることが記載されている。同 p.131～138 には在校生の学習達成度評価や教育改善に向けた意見聴取に関する結果がまとめられている。 資料 1-1-②-06_平成 28 年度自己点検評価書の p.3～5 に、教員の教育研究活動に対する評価が適切に行われていること、教育改善の仕組みが整備され、有効に機能していることが記載されている。また、同 p.11～15 に、自己点検や外部評価の結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能していることが記載されている。さらに、同資料編の p.58～78 に、在学生、保護者、卒業生、就職・進学先関係者からの意見・評価を集め、それらを学校運営に反映していることが記載されている。なお、同資料編 p.85～86 には在	資料 1-1-②-06_平成 28 年度自己点検評価書	*
--	--	--	--	----------

		校生からの授業評価に対する教員へのフィードバック、同資料編 p.93, 95～96 には保護者からの授業見学による教員へのフィードバックについて記載されている。	
--	--	--	--

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・多くのチャンネルを持ち、意見聴取をするシステムとなっている。聴取した意見を基にフィードバックができるような仕組みになっている。
- ・職員だけでなく、学生や保護者、卒業生からも意見を聴取し、多くの視点で教育業務の見直しを行っている。
- ・補足説明中に使われている事例が前回の機関別認証評価の期間内の物を使っている所がありますが、今回のサイクルの中の事例に絞るので良いのではないのでしょうか。該当事例が無い場合はその旨を記載する対応で。
- ・校長の面談予定、職員人事評価、Web 上での意見箱、学生面談実施資料、学生アンケート、保護者面談会、保護者意識調査、学習環境調査、学生の実態調査、授業評価アンケート、外部評価報告書、高専学校期間別認証評価書等を閲覧し、学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われ、その結果が自己点検・評価に反映されていることを確認しました。

1-1-④

自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	☒ はい ☐ いいえ	改善に向けた取り組みは、運営委員会を中心に行っている。	資料 1-1-①-01_評価規則 資料 1-1-①-02_改善とPDCA サイクル図 資料 1-1-①-03_自己点検評価 と対応委員会	* * *
(2) 前回の自己点検・評価や第三者評価等における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	☒ はい ☐ いいえ	平成 26 年度機関別認証評価で指摘された事項において、改善の有無、状況について確認が取れていなかった項目は、自己点検・評価委員会（現「評価委員会」）に諮り、運営委員会にその対応状況の確認を行った。	資料 1-1-④-01_平成 26 年度 機関別認証評価後の改善対応 状況(会議資料) 資料 1-1-④-02_平成 26 年度 機関別認証評価後の改善対応 状況(議事概要)	
(3) (2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	平成 29 年度、令和元年度において実施した外部評価の指摘事項に対する対応について、令和 2 年 12 月の運営委員会において評価委員会から各対応委員会へ是正を依頼した。その後、適宜進捗状況を評価委員会で確認して運営委員会へ報告している。	資料 1-1-④-03_外部評価にお ける指摘事項と対応	

		令和元年度に実施された外部独自評価での指摘事項において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性が取れていないとの指摘を受けたため、3つのポリシーの見直しを行った。	資料 1-1-④-04_ポリシーの見直し作業資料						
【外部独自評価委員による検証】									
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>				7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である								
0名	一部妥当でない								
0名	妥当でない								
<u>ご意見等</u> ・校長を中心として、改善をする体制ができていると判断できる。 ・評価実施後の改善対応に丁寧に取り組んでいる。 ・組織運営のPDCAサイクルを回して、自己点検・評価や第三者評価等の結果をもとに検証を行い、それをベースに質の改善・向上を運営委員会(及び各委員会)を通じて実施しています。									

1-1-⑤

自己点検・評価の実施方法(項目の見直し、追加等)等が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 自己点検・評価の実施方法(項目の見直し、追加等)等について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和3年度、自己点検評価規則を改定し、点検する体制の確認、点検・評価年度の見直しを行った。	資料 1-1-①-01_評価規則	*

(2) 自己点検・評価の実施方法(項目の見直し、追加等)等について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和4年度から新たに自己点検・評価を行う中、機関別認証評価での評価項目、書式が変わったことから、自己点検・評価も見直しを行った。	資料 1-1-⑤-01_自己点検・評価方法の見直しについて(令和4年度)						
【外部独自評価委員による検証】 <table> <tr> <td>7名</td><td>妥当である</td></tr> <tr> <td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr> <tr> <td>0名</td><td>妥当でない</td></tr> </table> <u>ご意見等</u> ・実施について妥当である。 ・評価・点検項目が整理され、年次スケジュールも明確になっている。 ・独自にいじめや国際交流の観点を追加し、学生にとって充実した学校生活を送れるような配慮が見られます。 ・点検項目と作成方式を記述方式からチェック式に変更し、評価がしやすくなりました。				7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である								
0名	一部妥当でない								
0名	妥当でない								

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)(以下「三つの方針」という。)が学校の目的を踏まえて定められていること。

1-2-①

準学士課程、専攻科課程それぞれのディプロマ・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) ディプロマ・ポリシーを定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和4年度学生便覧: 準学士課程(全学科共通)、学士課程(全専攻科共通)で定めている。	資料 1-2-①-01_3 つのポリシー —資料 25～27 ページ	
(2) ディプロマ・ポリシーが、「何ができるようになるか」に力点を置き、準学士課程・専攻科課程全体、各学科・専攻科の目的と整合性を有しているか。	☒ はい ☐ いいえ	授業科目の流れに示されている[A]～[E]に区分し、それぞれの各課程に必要な要素を盛り込んで、整合性を図っている。	資料 1-2-①-01_3 つのポリシー —資料 25～27 ページ	*
(3) ディプロマ・ポリシーの中で、学生が卒業(修了)時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。	☒ はい ☐ いいえ	卒業(修了)時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示している。	資料 1-2-①-01_3 つのポリシー —資料 25～27 ページ	*

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・ディプロマ・ポリシーがきちんと制定されている。学生への周知を徹底していただきたい。
- ・学生便覧の2群馬高専の概要の(1)本校の教育理念、3つのポリシー、学習・教育目標の章に於いて、教育理念に沿ってディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)が定められていることを確認しました。

1-2-②

準学士課程、専攻科課程それぞれのカリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) カリキュラム・ポリシーを定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和4年度学生便覧： 準学士課程(学科単位)、学士課程 (専攻単位)で定めている。	資料 1-2-①-01_3つのポリシー —資料 18～25 ページ	*
(2) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有しているか。	☒ はい ☐ いいえ	授業科目の流れに示されている [A] ～[E]群の科目に沿って、カリキュラ ム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの 整合性を見直した。	資料 1-1-④-04_ポリシーの見 直し作業資料 ※外部独自評価委員からの 指摘により、資料の差替を 行いました。	*
(3) カリキュラム・ポリシーに、教育課程の編成、教育内容・方法、学習成果の評価方法について記載しているか。	☒ はい ☐ いいえ	教育課程の編成、教育内容・方法、 学習成果の評価方法について記載 している。	資料 1-2-①-01_3つのポリシー —資料 18～25 ページ	*

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・カリキュラム・ポリシーがきちんと制定されている。ディプロマ・ポリシーとの整合性も確認できた。
- ・(2)の参考資料のリンク先が本内容と異なっている様に思えました。
- ・学生便覧の2群馬高専の概要の(1)本校の教育理念、3つのポリシー、学習・教育目標の章に於いて、カリキュラム・ポリシー(教育課程編集・実施の方針)がディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)と整合性を持ち、かつ学校の目的を踏まえて明確に定められていることを確認しました。

1-2-③

準学士課程、専攻科課程それぞれのアドミッション・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) アドミッション・ポリシーを定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	準学士課程(全学科共通)、学士課程(全専攻共通)として定めている。	資料 1-2-①-01_3つのポリシー 資料 17～18 ページ	*
(2) アドミッション・ポリシーは、学校の目的や各学科・専攻科の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定しているか。	☒ はい ☐ いいえ	学校の目的や各学科・専攻科の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定している。	資料 1-2-①-01_3つのポリシー 資料 17～18 ページ	*
(3) アドミッション・ポリシーには、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。また、受け入れる学生	☒ はい ☐ いいえ	「学力の3要素」:①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持って多様な人々と協働		

に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。	して学ぶ態度の対応について以下に示す。 【準学士課程】 1. 科学技術者になりたいという志を持っている人。〈②〉 2. 人類の繁栄と地球環境を守るための科学技術に関心のある人。〈②〉 3. 国際的な場で活躍したいという希望をもっている人。〈②,③〉 4. 工業技術に興味があり、自ら進んで学習する意欲のある人。〈③〉 5. 数学や理科などの自然科学系科目が得意で興味のある人。〈①〉 【学士課程】 1. 科学技術者として活躍し、社会に貢献したいという高い志をもっている人〈①, ③〉 2. 持続可能な開発目標のもとに人類の繁栄と地球環境を守るための科学技術に関心のある人〈③〉 3. 国際的な場で活躍したいという希望をもっている人〈②,③〉 4. 先進的な工業技術に興味があり、自ら進んで学習する意欲のある人〈②,③〉	
---	---	--

		理工学系科目が得意で探究心の高い人〈①〉	
【外部独自評価委員による検証】			
7名	妥当である		
0名	一部妥当でない		
0名	妥当でない		
<u>ご意見等</u> ・アドミッション・ポリシーがきちんと制定されている。 ・学生便覧の 2 群馬高専の概要の(1)本校の教育理念、3 つのポリシー、学習・教育目標の章に於いて、アドミッション・ポリシー(入学受入れの方針)が学校の目的を踏まえて明確に定められていることを確認しました。			

1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

1-3-①

学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和元年度において実施した外部評価の指摘事項において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性が取れていないとの指摘を受けたため、3 つの方針について見直しを行った。	資料 1-2-①-01 群馬高専における 3 つのポリシー	*

(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検し、改定しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 1-1-④-02_平成 26 年度 機関別認証評価後の改善対応 状況(議事概要)	*						
【外部独自評価委員による検証】 <table border="1" data-bbox="253 475 719 619"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table> <u>ご意見等</u> ・統一の取れた 3 つのポリシーが制定されていた。 ・3 つの方針について整合性という観点でしっかりと見直しが図られている。 ・3 つのポリシー、①アドミッション・ポリシー(入学受入れの方針)、②カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)③ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)の見直しをされたとのことですが、見直しの記録(いつ、どの箇所をどのように見直されたのか)の記録がある方が望ましいです。					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

項目2 教育組織及び教職員等

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

2-1-①

学科及び専攻科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学科及び専攻科の構成が学校の目的及びディプロマ・ポリシーと整合性がとれているか。	☒ はい ☐ いいえ	学則に定める内容に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定している。学則第7条に定める各学科の教育目的にも沿った形で、令和2～3年度にかけて3つのポリシーの見直しを行った。	資料 2-1-①-01_学則 資料 2-1-①-02_群馬高専における3つのポリシー	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

【妥当である】

- ・現状の学科および専攻科の構成は、学校の目的とディプロマ・ポリシーと整合している。
 - ・学則に則ってポリシーを見直し、学科・専攻科が適切に構成されている。
 - ・各学科のカリキュラム・ポリシーが明確になっており、かつ学校の目的及びディプロマ・ポリシーと整合がとれています。
- カリキュラム・ポリシーでは学科毎に具体的の方針が打ち出されており、外部の者からも何をどのように学ぶかがよく分かる構成となっています。

2-1-②

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制(教務・学生支援・入試等)を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-1-②-01_教務委員会規則 資料 2-1-②-02_厚生補導委員会規則 資料 2-1-②-03_専攻科委員会規則 資料 2-1-②-04_各種委員会開催回数等(校報 134 号より)(非公表)p.31	
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-1-②-05_令和 4 年度第 3 回教務委員会議事要旨(案)(非公表) 資料 2-1-②-06_令和 4 年度第 3 回厚生補導員委員会議事要旨(非公表)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・各種委員会を中心に、教育活動が行われている。
- ・各委員会の規則により、運営体制がきちんと整備されている。
- ・教育活動を有効に展開するために、教務委員会、厚生補導委員会、専攻科委員会が設けられ、かつ各委員会の規則が定められています。またその活動記録(令和4年度第3回教務委員会議事録、厚生補導委員会議事録)を確認しました。

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

2-2-①

準学士課程において学校の目的を達成するために必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	☒ はい ☐ いいえ	「高等専門学校設置基準」(第6条)に従い一般科目担当の専任教員を確保している。 人文科学 計12名 自然科学 計11名 (令和4年度時点。内訳は参考資料を参照)	資料 2-2-①-01 一般科目担当教員一覧表 高等専門学校設置基準	

(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	☒ はい ☐ いいえ	「高等専門学校設置基準」(第6条)に従い専門科目担当の専任教員を確保している。 機械工学科 計11名 電子メディア工学科 計10名 電子情報科 計9名 物質工学科 計10名 環境都市工学科 計11名 (令和4年度時点。内訳は参考資料を参照)	資料 2-2-①-02_専門科目担当教員一覧表 高等専門学校設置基準	*
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。	☒ はい ☐ いいえ	「高等専門学校設置基準」(第8条)に従い確保している。	資料 2-2-①-03_職位ごとの教員数 高等専門学校設置基準	*
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-2-①-04_一般科目担当授業一覧表 資料 2-2-①-05_専門科目担当授業一覧表	
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(以下:配慮の例) ① 博士の学位 ② ネイティブスピーカー(担当言語を母国語とする) ③ 技術資格 ④ 実務経験(教育機関以外の民間企業勤務経験等) ⑤ 海外経験 ⑥ その他	☒ はい ☐ いいえ	海外経験を有する教員、他学校・民間企業に従事した経験を有する教員を配置している。 応募資格に博士の学位を有すること、民間企業等での経験があることが望ましいとの条件を設けている。	資料 2-2-①-06_本校以外での勤務経験を持つ教員の数 資料 2-2-①-07_教員の公募における応募資格1 資料 2-2-①-08_教員の公募電子情報・物質工学科	

		英語を母国語とする教員を配置している。	資料 2-2-①-09_ネイティブスピーカーシラバス						
【外部独自評価委員による検証】									
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>				7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である								
0名	一部妥当でない								
0名	妥当でない								
<u>ご意見等</u> ・高専のカリキュラムとして問題ないと判断した。 ・高等専門学校設置基準に従い教員が配置され、専門分野以外の教員についても、配置に係る配慮がなされている。 ・専門科目担当教員一覧、教員数、担当教員の専門分野及び担当科目が明確に定められており、一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されていることを確認しました。また教員の公募に関しては応募資格や選考方法が明確になっていることを確認しました。									

2-2-②

専攻科課程において学校の目的を達成するために必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか(特例適用専攻科適用状況を含めて回答すること)。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-2-②-01_一般科目専攻科担当教員一覧表 資料 2-2-②-02_専門科目専攻科担当教員一覧表	

(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-2-①-04_一般科目担当 授業一覧表 資料 2-2-①-05_専門科目担当 授業一覧表	* *
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-2-②-03_令和 4 年度生 産システム工学専攻特別研究 課題一覧 資料 2-2-②-04_令和 4 年度環 境工学専攻特別研究課題一覧	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・教員構成は学校の目的を達成するのに効果的なものとなっている。
- ・一般科目専攻科担当教員一覧、担当授業一覧、専門科目担当授業一覧、令和 4 年度生産システム工学と環境都市工学の専攻特別教育課題一覧を確認し、必要な教員が適切に配置されていることを確認しました。

教員は各分野での教育研究能力を有していると思いますが、そのエビデンスがあるといいと思います。

2-2-③

学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	☒ はい ☐ いいえ	「資料 2-2-③-01_教員年齢分布表」からは40歳未満の教員が全体に対して少ないことから、「資料 2-2-③-02_教員の公募における応募資格等2」のように必要に応じて「採用予定日において40歳未満の方」との条件をつけて年齢の偏りを解消するように配慮している。	資料 2-2-③-01_教員年齢分布表 資料 2-2-③-02_教員の公募における応募資格等2	
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。(以下:配慮措置例) ① 教育経歴 ② 実務経歴 ③ 男女比 ④ その他	☒ はい ☐ いいえ	【教育経歴】【実務経歴】【男女比】 採用面接においては、教育経歴・実務経歴を重視した面接を行っている。評価において同等と認められた場合には、女性を優先的に採用する方針を明記している。 【その他】 公募時の応募資格では、科研費・外部研究資金獲得に意欲がある方の応募について明記している。	資料 2-2-①-08_教員の公募電子情報・物質工学科	*
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置等はあるか。(以下:措置例) ① 学位取得に関する支援 ② 任期制の導入	☒ はい ☐ いいえ	学位取得に向けて取り組んでいる教員の担当科目数を減らすことで負担を軽減する支援を学科として行っている。	資料 2-2-③-03_学位取得に関する支援の実例(機械工学科)	

③ 公募制の導入 ④ 教員表彰制度の導入 ⑤ 企業研修への参加支援 ⑥ 校長裁量経費等の予算配分 ⑦ ゆとりの時間確保策の導入 ⑧ サバティカル制度の導入 ⑨ 他の教育機関との人事交流 ⑩ その他		教員選考規則により公募制で行うことを定めている。 教育、研究、外部連携、学生指導の各分野において、特に顕著な功績をあげた教員を表彰している。 必要に応じて校長裁量経費等の予算を配分している。 ゆとりの時間を確保するために週1日、授業を持たない日を設けるようにしている。 高専・両技科大間教員交流制度を利用し、教員を他高専へ派遣している。 研究発表等を促進するための研究発表推進経費を設けている。	資料 2-2-③-04_教員選考規則 資料 2-2-③-05_教員表彰式 資料 2-2-③-06_校長裁量経費配分方針及び実績(非公表) 資料 2-2-③-07_令和4年度授業時間割(前期) 資料 2-2-③-08_令和4年度授業時間割(後期) 資料 2-2-③-09_高専・両技科大間教員交流制度実施要項 資料 2-2-③-10_高専・両技科大教員交流制度に基づく人事交流の例がわかる資料 資料 2-2-③-11_研究発表推進経費(非公表)
--	--	---	---

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・教員配置は適切である。
- ・教員の年齢構成あるいは女性教員の確保等について配慮がなされている。また、授業を持たない日を設定するなど、働き方改革の観点でも取り組みがなされている。
- ・教員の年齢構成を確認し、若い世代が少ないことから教員の公募における応募資格として40歳未満の方と定めています。また、女性を優先的に採用することを明記し、組織に多様性を持たせる取り組みを行っています。また、顕著な功績をあげた教員を表彰し、組織の活性化に努めています。

2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

2-3-①

全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 全教員(非常勤教員を除く。)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配	☒ はい ☐ いいえ	教育貢献、研究業績、外部連携貢献、学生指導功績などの点において、毎年度評価し、表彰している。	資料 2-3-①-01_国立高等専門学校教員顕彰実施要項(非公表)	

分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。			資料 2-3-①-02_教員表彰規則 (非公表) 資料 2-3-①-03_授業評価・学生の自己評価アンケート実施要項 資料 2-3-①-04_授業改善シート(令和3年度 改訂版)							
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。	☒ はい ☐ いいえ	年1回の教員の教育業績等評価、 年2回の学生による授業評価を実施している。	資料 2-3-①-05_教員の教育業績等評価(非公表) 資料 2-3-①-06_授業評価・学生評価アンケート結果							
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。 (以下: 取り組み例) ① 給与における措置 ② 研究費配分における措置 ③ 教員組織の見直し ④ 表彰 ⑤ その他	☒ はい ☐ いいえ	教育、研究、外部連携、学生指導の 各分野において、特に顕著な功績を あげた教員を表彰し、ホームページ で公表している。	教員表彰式							
(4) 非常勤教員に対し教員評価を行う体制を整備し、評価を実施しているか。	☒ はい ☐ いいえ	学生による授業評価を年2回実施 している。	資料 2-3-①-03_授業評価・学生の自己評価アンケート実施要項	*						
【外部独自評価委員による検証】 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

ご意見等

- ・適切な教員評価が行われていた。
- ・特に生徒による授業評価は、直接授業改善に結びつくものと考えられ有効である。また、教員表彰について、HPで公にしている点も評価できる。
- ・教員の教育研究活動に対し、授業評価アンケートを行って学生からの評価を確認しています。また、教員による自己評価や授業改善シートによる目標設定・レビューを行っています。

2-3-②

教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 教員(非常勤教員を除く。)の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	准教授と講師への昇任基準については、設置基準のとおり。	資料 2-3-②-01_教員選考規則 (非公表) 資料 2-3-②-02_教員の教授昇任基準(非公表)	
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。(以下:確認事項の例) ① 模擬授業の実施 ② 教育歴の確認 ③ 実務経験の確認 ④ 海外経験・国際的な活動実績の確認 ⑤ その他	☒ はい ☐ いいえ		実務経験のある教員等による授業科目 資料 2-3-②-03_面接担当者の留意事項(非公表)	
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-3-②-04_教員の新規採用者数および昇任者数(非公表)	
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-3-②-05_非常勤講師の採用(非公表)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・教員の採用・昇格についての基準は制定されている。
- ・教員の教育業績評価については、教員による自己評価と教員による相互評価を行っています。教員採用における面接官の留意事項を定めています。また、非常勤講師の採用についても採用基準や採用計画の策定を行っています。

2-4 教職員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

2-4-①

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。））が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-4-①-01_教育研究委員会規則 資料 2-4-①-02_PDCA サイクル体制 資料 2-3-①-03_授業評価・学生の自己評価アンケート実施要項	*

(2) 定期的にFDを実施しているか。	☒ はい ☐ いいえ	毎年度、教員教育の向上に向けて、教育に関連するセミナーを実施している。	資料 2-4-①-03_教育研究委員会実施事項 資料 2-4-①-04_高等教育セミナー 令和3年度授業公開							
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-3-①-06_授業評価・学生評価アンケート結果	*						
【外部独自評価委員による検証】										
<table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									
ご意見等										
・FD 活動が適宜実施されていた実績がある。 ・セミナー等で教育の質の向上を図っているが、具体的な授業改善について、教員同士で授業を見合う取り組みなども有効と考える。 ・教育研究委員会を設け、教育効果の点検や改善、教員の教育・研究の啓蒙計画、教員間連携を充実させる取り組みを、独自の PDCA サイクルを回すことで行っています。また、群馬高専の学生の保護者を対象に公開授業を行うなど、教育の質の向上や授業の改善を図っています。										

2-4-②

学校における教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 教育支援者等を法令に従い適切に配置しているか。	☒ はい ☐ いいえ		教育研究支援センター組織図	

(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	☒ はい ☐ いいえ	図書館の職員配置に当たっては、群馬大学から司書資格を有する者を人事交流職員として配置している。								
【外部独自評価委員による検証】										
<table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									
ご意見等 ・教育支援者等が適切に配置されている。 ・様々な分野の支援者を配置し、人材として有効に活用が図られている。 ・教育支援を行うために、教育研究支援センターという組織を設け、センター長、技術長、技術職員を配置しています。										

2-4-③

教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲						
(1) 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 2-4-③-01_職員研修(非公表)							
【外部独自評価委員による検証】										
<table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

ご意見等

- ・職員研修システムを有している。
- ・職員研修を行って、教育支援者の資質の向上を図っています。

項目3 管理運営

3-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

3-1-①

管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-①-01_運営組織規則	
(2) 委員会等の体制(諸規程・組織図等)を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-①-01_運営組織規則 資料 3-1-①-02_規則集目次 資料 3-1-①-03_運営委員会規則	*
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-①-01_運営組織規則 資料 3-1-①-04_学則	*
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-①-05_事務組織規則	
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-①-06_教員会議規則 資料 3-1-①-07_研究・地域連携推進委員会規則	
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-①-08_各種委員会開催回数等(校報 135 号より)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・校長を中心として、各種委員会及び事務組織が効果的に活動している。
- ・運営体制、役割等は、学則や規則により明確に規定されている。
- ・学校運営組織規則、学校規則集、事務組織規則、教員会議規則、研究・地域連携推進委員会規則等の諸規則が定められており、各種委員会や事務組織が適切に役割分担し、効果的に活動しています。

3-1-②

危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-②-01_リスク管理規則	
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-②-02_リスク管理基本マニュアル	
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	※防犯上の理由から資料を非公開とした。	資料 3-1-②-03_令和 3 年度防災訓練(非公表) 資料 3-1-②-04_令和 2 年度防災訓練(非公表)	

			資料 3-1-②-05_令和 3 年度情報セキュリティ訓練非常時対策本部設置記録(非公表) 資料 3-1-②-06_令和 2 年度情報セキュリティ訓練非常時対策本部設置記録(非公表)						
(4) キャンパス・ハラスメント防止等に関する体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-②-07 独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則 資料 3-1-②-08 キャンパス・ハラスメント防止等委員会規則 資料 3-1-②-09 キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン 資料 3-1-②-10 学生相談室相談室員／キャンパス・ハラスメント相談員						
(5) (4)を、教職員・学生に周知しているか。	☒ はい ☐ いいえ		ホームページによるいじめ・ハラスメント防止対策の周知						
【外部独自評価委員による検証】 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table>				7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である								
0名	一部妥当でない								
0名	妥当でない								

ご意見等

- ・危機管理体制は適切である。
- ・ハラスメント防止に関する規則が細かく整備されている。HPで対策を公にしている点も評価できる。
- ・安全管理体制については、リスク管理規則、リスク基本マニュアル、校内防災訓練、情報セキュリティ訓練、ハラスメント防止に関する規則、キャンパス・ハラスメント防止委員会・防止ガイドライン・相談員、学生相談室、いじめ・ハラスメント防止対策などの様々な組織、規則が設けられ活動を行っています。

3-1-③

外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等)を積極的に受入れる取組を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	※講習会実施詳細を含むため、講師等への配慮から一部資料を非公開とした	資料 3-1-③-01_過去5ヶ年の 外部の財源資源の受入実績 資料 3-1-③-02_過去5ヶ年の 科学研究費助成事業講習会 (非公表)	
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-1-③-03_公的研究費等 使用マニュアル 資料 3-1-③-04_公的研究費等 の取扱いに関する規則 資料 3-1-③-05_群馬工業高等 専門学校におけるコンプライア ンス推進副責任者の任命につ いて	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・外部資金は適切に受入・管理されている。今後、受入額の増加に期待したい。
- ・公的な研究費を使用する場合のマニュアルによって、研究費使用時に各職員が「正しく使う意識」を持つことができる。
- ・科学研究費助成事業講習会、公的研究費使用マニュアル、公的研究費の取り扱いに関する規則やコンプライアンスを推進する責任者を任命するなどして、外部資金を積極的に受入れる取り組みを行っています。また、外部資金獲得状況一覧を作成し、その状況を確認しています。

3-1-④

外部の教育資源を積極的に活用しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	☒ はい ☐ いいえ	※共同研究機関、連携・協力機関等への配慮のため一部資料を非公開とした。	資料 3-1-④-01_テクノ懇話会活動一覧(非公表) 資料 3-1-④-02_りょうもうアライアンスパンフレット 資料 3-1-④-03_イベント活動一覧(非公表) 資料 3-1-④-04_連携協定等一覧(非公表) 資料 3-1-④-05_共同研究完了報告書一覧(非公表)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・外部資金は今後学校運営により重要度を増すと考えており、より積極的な受け入れと活用を期待したい。
- ・3大学1高専の連携による事業については、今後さらに発展的に様々な形を模索して欲しい。
- ・外部の教育・研究資源を活用するため、科学研究費助成事業講習会を行って外部資金獲得に資すると共に、群嶺テクノ懇話会と連携して、会員企業の方に企業論の講師や PBL のテーマを提供してもらう等の取り組みを行っています。また両毛アライアンスのメンバーとなり地域教育機関との連携を行っています。

3-1-⑤

管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。））が組織的に行われているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) SD等を実施する体制を整備し、かつ実施しているか。 (参加状況を含む)	☒ はい ☐ いいえ	※資料 3-1-⑤-02 について、詳細な SD 研修資料が記載された ver.を非公開資料として用意している。ファイル名『資料 3-1-⑤-02_令和 3 年度実施教員研修一覧(非公表)』	資料 3-1-⑤-01_機構教職員の研修に関する規則 資料 3-1-⑤-02_令和 3 年度実施教員研修一覧(校報 135 号)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・職員研修は定期的に行われている。
- ・職員の資質向上を図るための研修に関する規則が設けられており、具体的な活動例として令和3年度に於ける教員研修の記録を確認しました。

3-2 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

3-2-①

学校における教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表(HP等)しているか。(以下:公表すべき内容) ① 教育上の目的及び三つの方針 ② 教育上の学科・専攻科名称に関する情報 ③ 教員及び教員組織に関する情報 (教員数、年齢構成、男女別人数、職別人数、保有学位・業績・職務上の実績・教員組織内の役割分担) ④ 学生に関する情報	☒ はい ☐ いいえ		資料 3-2-①-01_教育研究活動情報等の刊行物への該当箇所一覧 資料 3-2-①-02_令和4年度学校要覧 p9-15_教育理念等 資料 3-2-①-03_令和4年度学校要覧 p8_組織図 資料 3-2-①-04_令和4年度学校要覧 p7_教職員数年齢構成、男女別人数	

(学生定員、入学定員(編入学定員含む)、入学者数、編入学者数、在学生数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数、卒業後の進路) ⑤ 教育課程に関する情報 (授業科目の名称(学則の別表、授業科目一覧等)、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画の概要(学期ごとのシラバス)) ⑥ 学修の成果に関する情報 (成績評価基準、進級認定基準(進級に必要な単位数を含む)、卒業(修了)認定基準(卒業(修了)に必要な単位数(必修、選択、自由科目別)含む)、取得可能な称号) ⑦ 学習環境に関する情報 (キャンパス概要、運動施設・課外活動の情報、学習環境、休憩環境、所在地、交通手段) ⑧ 学生納付金に関する情報 (授業料、入学料、入学検定料、学生寮等の宿舍の費用、教材購入費) ⑨ 学生支援と奨学金に関する情報 (学生支援(修学支援、進路選択支援、心身の健康に係る支援、障害者支援、留学生支援など)、奨学金の概要(奨学金の種類、要件、申し込み方法等))			資料 3-2-①-05_令和4年度学校要覧 p32-38_教員・担当科目 資料 3-2-①-06_令和4年度学校要覧 p44_共同研究等 資料 3-2-①-07_令和4年度学校要覧 p48_入学者数等 資料 3-2-①-08_令和4年度学校要覧 p7_学生定員等 資料 3-2-①-09_令和4年度学校要覧 p7_在学生数等 資料 3-2-①-10_令和4年度学校要覧 p49-50_卒業生の進路等 群馬高専 web シラバス 資料 3-2-①-11_令和4年度学生便覧 p111-119_成績評価等内規 資料 3-2-①-12_令和4年度学生便覧 p143-146_専攻科履修規則 資料 3-2-①-13_令和4年度学校要覧 p39-43_図書館等 資料 3-2-①-14_令和4年度学生便覧 p256_諸納金 資料 3-2-①-15_令和4年度学生便覧 p182-183_学生相談室
--	--	--	---

			資料 3-2-①-16_令和4年度学生便覧 p104_留学生相談員 資料 3-2-①-17_学生相談室リーフレット「よりよい明日へ向かって」(非公表) 資料 3-2-①-18_令和4年度学生便覧 p176-180_奨学金						
【外部独自評価委員による検証】									
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>				7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である								
0名	一部妥当でない								
0名	妥当でない								
<u>ご意見等</u> ・各種情報が適切に公表されている。 ・必要な事項が適切に公表されている。 ・教育研究活動の状況について、下記の刊行物で情報を公表していることを確認しました。 「学校要覧」にて、教育理念、ディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシー、組織図、教職員数、教員・担当科目、共同研究・特許出願、科学研究助成金申請、入学志願者・入学者数、学生及び学生定員、卒業生の進路、学業成績評価並びに卒業認定に関する内規、校内の設備(図書館、情報基盤センター、学生寮、福利施設・体育施設、地域連携テクノセンター)、諸納金、学生相談室、「Web シラバス」にて授業科目、授業の方法及び内容									

項目7 学習環境及び学生支援等

7-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT 環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

7-1-①

学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学校の校舎に専用の施設や、学科の種類に応じた附属施設を法令に従い適切に整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	高等専門学校設置基準 第23条に定めている一 校長室、教員室、会議室、事務室二 教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする)、研究室三 図書館、保健室、学生控室情報処理(情報処理演習室)および語学の学習のための施設(LL 教室)体育館、寄宿舎(寮)、課外活動施設(課外活動共用棟 I,II)などを備えている。講堂はないが、必要時には体育館や大講義室がその役割を兼ねる。	資料 7-1-①-01_令和4年度学生便覧 p277~281_構内配置図及び建物平面図	
(2) 自主的学習スペースを設けているか。	☒ はい ☐ いいえ	図書館建物内に学習室があるほか、閲覧室内にも学習用の机を配備している。図書館入口のホールでは、相談などしながらの自主的学習スペースとして利用できるようになっている。その他、教室も放課	資料 7-1-①-02_令和4年度学生便覧 p279_校舎内の配置図(図書館)(非公表)	

		後等には開放され、自主的学習に利用することができる。		
(3) 教育研究環境の充実を図るため、厚生施設やコミュニケーションスペースなどの施設・設備を設けているか。	☒ はい ☐ いいえ	【厚生施設】 駐車場・食堂・プール・体育館・武道館・図書館・体育共用センター・女子更衣室・保健室・学生相談室 【コミュニケーションスペース】 西湖・職員集会所・合宿研修施設・学生ホール・課外活動共用棟	資料 7-1-①-03_令和4年度学生便覧 p277_校内配置図および建物平面図 資料 7-1-①-04_令和4年度学生便覧 p278_校内配置図および建物平面図_管理棟	
(4) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 7-1-①-05_安全衛生委員会規則 資料 7-1-①-06_運営委員会規則 資料 7-1-①-07_図書室使用細則 資料 7-1-①-08_情報基盤センタ一規則 資料 7-1-①-09_群嶺会館使用細則 資料 7-1-①-10_プール使用内規 資料 7-1-①-11_合宿研修施設使用規則 資料 7-1-①-12_学生相談室規則	

			資料 7-1-①-13_学生車両通学規則	
(5) (4)の体制が有効に機能するために、安全(指導)管理に係る講習会等を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	安全衛生委員会は年に 10 回程度の頻度で開かれ、ローテーションで定めている学内の施設などの立ち入り調査を行い、安全上改善の必要なものについては提言を行っている。 (5) に挙げた各実習施設等について、全学科にわたり、各施設、設備等を使用する授業の中で、安全教育を行っている。該当するシラバスを挙げる。	資料 7-1-①-14_令和 4 年度第 1 回群馬工業高等専門学校安全衛生委員会議事録(非公表) 資料 7-1-①-15_令和 4 年度第 2 回群馬工業高等専門学校安全衛生委員会議事録(非公表) 資料 7-1-①-16_機械工学科工学実習 1 年シラバス 資料 7-1-①-17_機械工学科工学実習 2 年シラバス 資料 7-1-①-18_機械工学科工学実習 3 年シラバス 資料 7-1-①-19_機械工学科工学実験 4 年シラバス 資料 7-1-①-20_電子メディア工学科工学実験 2 年シラバス 資料 7-1-①-21_電子情報工学科工学実験実習 1 年シラバス 資料 7-1-①-22_物質工学科工学実験 1 年シラバス 資料 7-1-①-23_物質工学科工学実験 2 年シラバス	

			資料 7-1-①-24_物質工学科工学実験 3 年シラバス 資料 7-1-①-25_物質工学科工学実験 4 年シラバス 資料 7-1-①-26_物質工学科材料機能工学実験 4 年シラバス 資料 7-1-①-27_物質工学科生物機能工学実験 4 年シラバス 資料 7-1-①-28_環境都市工学科工学実験実習 4 年シラバス 資料 7-1-①-29_環境都市工学科総合プロジェクト 4 年シラバス 資料 7-1-①-30_環境都市工学科総合プロジェクト 5 年シラバス	
(6) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 7-1-①-31_バリアフリー化施設・設備一覧	
(7) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	教員学生会連絡会を原則として毎学期(前期、後期各1回)開催し、学生会が実施したアンケートに基づく要望や課題を把握し、必要に応じて学校運営に反映している。 ダイバーシティ推進室会議において、男女共同参画推進の立場よ	資料 7-1-①-32_群馬工業高等専門学校教員学生会連絡会内規 資料 7-1-①-33_令和 4 年度 第 1 回ダイバーシティ推進室議事概要(非公表)	

		り、修学・職場環境の改善点を確認している。 「教員学生会連絡会」「ダイバーシティ推進委員会」等において、指摘事項を把握する過程は、資料 1-1-①-01 の、PDCA サイクルの C の過程(点検)に当たる。この後、運営委員会において結果が報告され、すぐに可能なものは運営委員会ならびに、各科、各委員会において改善の実行が行われる(A)。さらに、執行運営部会、運営委員会、各学科、各委員会において更なる改善計画が作成され(P)、各科、各委員会等においてその改善計画が実行される(D)。	資料 7-1-①-34_令和 4 年度 第 2 回ダイバーシティ推進室会議資料(非公表) 資料 1-1-①-01_評価規則 資料 1-1-①-02_改善 PDCA サイクル図	* *
(8) (7)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。	☒はい ☐いいえ	教員学生会連絡会を原則として毎学期(前期、後期各1回)開催し、学生会が実施したアンケートに基づく要望や課題を把握し、必要に応じて学校運営に反映している。	資料 7-1-①-35_令和 4 年度前期教員学生会連絡会資料(抜粋「施設について」)(非公表) 資料 7-1-①-36_令和 4 年度前期教員学生会連絡会 執行部回答用持ち資料(施設関係)(非公表)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・施設はいい状態で管理されており、学生が使いやすいようになっている。学生とともにキャンパス整備を進めていることも評価できる。バリアフリーは今後より重要になると考えられ、より推進していただきたい。
- ・設置基準にある必要な施設の他、コミュニティスペースなどにも設置の工夫がなされている。また、定期的に施設の点検も行われ、活動し易い環境が整備されている。
- ・学内及び構内配置図・建物平面図、校舎内配置図により施設・設備の充実を確認しました。運営に関しては、安全衛生委員会規則、運営委員会規則、図書館使用細則、情報基盤センター規則、群嶺会館使用細則、プール使用内規、合宿施設使用規則、学生相談室規則、学生車両通学規則、各学科・学年のシラバス等を定め運営されていることを確認しました。

7-1-②

教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 7-1-①-08_情報基盤センター規則 資料 7-1-②-01_令和4年度学校要覧 p40	*

(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。	☒はい ☐いいえ		資料 7-1-②-02_独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー基本方針 https://www.kosen-k.go.jp/about/release/securitypolicy.html 資料 7-1-②-03_情報セキュリティ管理委員会規程 資料 7-1-②-04_情報セキュリティ推進委員会規程 資料 7-1-②-05_情報基盤センター規則 資料 7-1-②-06_情報基盤センター委員会規則 資料 7-1-②-07_情報セキュリティ管理委員会議事概要_R031006(非公表) 資料 7-1-②-08_情報セキュリティ管理委員会次第・資料_R031006(非公表) 資料 7-1-②-09_情報セキュリティ強化に係る「学生向け宣誓書」について 資料 7-1-②-10_Microsoft365 を利用した情報共有の注意点(学生向け) 資料 7-1-②-11_群馬高専学生向け情報セキュリティ宣誓書	
(3) ICT環境は有効に活用されているか。	☒はい ☐いいえ	資料に、令和 4 年度の使用教室入りの時間割を示した。情報基盤センター内の第1演習室、	資料 7-1-②-12_情報機器を使用している授業科目(時間割)	

		図書館内の第2演習室、ならびに電子情報工学科棟の情報処理実習室が、ICT 環境を整えて授業に使用できる教室である。時間割表をみてもわかるように、これらの教室の使用率はかなり高く、ICT 環境を有効に活用していると言える。		
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 7-1-②-06_情報基盤センター委員会規則	*
(5) (4)の体制が機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	情報基盤センター委員会が調査母体として、定期的に行う。 情報基盤センター委員会が主導となり、学生や教職員の ICT 環境の利用状況や満足度の把握と改善を執り行うことが確認された。また、過去に学生からの改善要求の意見が出されたものについて、引き続き検討を行っている。	資料 7-1-②-13_学生アンケート集計結果 ICT 環境 資料 7-1-②-14_情報基盤センター委員会議事概要(非公表)	

		情報基盤センター委員会が改善について検討しており、資料 7-1-②-(5)-02 に示すとおり、改善要望のあった校内における Wi-Fi 環境に関し、令和2年度は試行的に専攻科生、5 年生対象に申請を実施した。令和 3 年度は Wi-Fi(校内無線 LAN)への接続申請を全学年対象に受付する予定としている。	
--	--	--	--

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・学生が教育・研究活を進めるにあたり十分な環境を有している。
- ・ICT 環境の整備はある程度なされていると感じる。今後は、BYOD の観点から、授業における学生の個人端末の利活用についても研究を進められたい。
- ・ICT 教育・情報セキュリティに関しては、情報基盤センターの紹介及び規則、情報セキュリティ・サイバーセキュリティポリシー、情報セキュリティ管理委員会規程、情報セキュリティ推進委員会規程、情報基盤センター規則、学生向け情報共有の注意点等を設け、適切に管理・運営されていることを確認しました。

7-1-③

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 7-1-③-01_図書館規則	
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。	☒ はい ☐ いいえ		資料 7-1-③-02_図書館利用実績	
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。	☒ はい ☐ いいえ	電子ジャーナル利用統計	資料 7-1-③-03_令和4年度第1回図書委員会_資料6_電子ジャーナル等コンソーシアム経費及び利用統計 資料 7-1-③-02_図書館利用実績 資料 7-1-③-04_令和4年度学校要覧 p39	*
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	開館時間への配慮	資料 7-1-①-07_図書室使用細則 資料 7-1-③-05_図書館ガイダンス資料 資料 7-1-③-06_図書館利用のしおり	*

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・今後、図書館の有効利用・有効運用について随時検討を進めていただきたい。
- ・図書室利用に係る細則がきちんと明記されており、ルールに則って利用されている様子が分かる。
- ・学校内に図書館があり、図書館規則によって運営されていることを確認しました。蔵書冊数、電子ジャーナル利用統計等で充実度を確認すると共に、学生向けには、学校要覧で図書館の紹介があり、図書館利用のしおりやリーフレットの発行など利用を促す活動を行っていることを確認しました。

7-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

7-2-①

履修等に関するガイダンスを実施しているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 教育を実施する上でガイダンスを実施しているか。(以下:対象者例) ① 学科生 ② 専攻科生 ③ 編入学生 ④ 留学生	☒ はい ☐ いいえ	学科1年生や専攻科1年生、編入学生など新規学生に対するガイダンスを実施している。毎年度はじめに全学生に対して伝達事項を周知している。また、転学科生や留	資料 7-2-①-01_新入生ガイダンス資料 資料 7-2-①-02_令和2年度はじめの学生への伝達事項(1～3年)	

⑤ 障害のある学生 ⑥ 社会人学生 ⑦ その他		学生などに対しては、受け入れ学科ごとに個別に対応している。	資料 7-2-①-03_令和 2 年度はじめの学生への伝達事項4年生 資料 7-2-①-04_令和 2 年度はじめの学生への伝達事項5年生 資料 7-2-①-05_令和 2 年度学生生活を送るための諸注意 資料 7-2-①-06_令和 2 年度専攻科 1 年生ガイダンス 資料 7-2-①-07_編入学者オリエンテーション実施要項
-------------------------------	--	-------------------------------	---

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

・ガイダンスは適切に行われている。

・学科生、専攻科生の他、受け入れる学生ごとにガイダンスが行われ、学校生活について丁寧な説明・周知ができています。

・新入生ガイダンスを行っていることを確認しました。また教室掲示にて年度初めの学生への伝達事項を伝え、また別途学生生活を送るための諸注意やオリエンテーションを実施していることを確認しました。

7-2-②

学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、相談・助言体制を整備しているか。(以下:相談・助言体制例) ① 担任制・指導教員制の整備 ② 対面型の相談受付体制の整備 ③ 電子メールによる相談受付体制の整備 ④ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ⑤ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ⑥ 外国への留学に関する支援体制の整備 ⑦ その他	☒ はい ☐ いいえ	学習相談等に利用できるシステムとして、学生は Microsoft365 環境で提供されるメールや Teams を利用することができる。	資料 7-2-②-01_運営組織規則 資料 7-2-②-02_令和4年度学生便覧_p273_学級担任一覧 資料 7-2-②-03_令和4年度学生便覧_p182-183_学生相談室 資料 7-2-②-04_TOEIC_IP 掲示 資料 7-2-②-05_実用英検・工業英検(1～5年生)学生宛 資料 7-2-②-06_各種検定試験及び海外語学研修に係る単位認定及び授業科目への振替に関する内規	

			資料 7-2-②-07_語学、資格取得 関係書籍コーナー写真 資料 7-2-②-08_語学、資格取得 関係書籍リスト 資料 7-2-②-09_令和元年度オーストラリア語学研修・第 1 回説明会掲示 資料 7-2-②-10_令和元年度オーストラリア・マレーシア報告会 開催のお知らせ 学生相談室	
(2) (1)は、学生に利用されているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和 2 年度以降、コロナ禍のため海外語学研修は実施を見合わせている。TOEIC IP 試験はここ数年、3 年生及び専攻科生を主な対象に実施し、毎年 200 名以上の学生が受験している。	資料 7-2-②-11_TOEIC 追加受験者数 令和2年度 資料 7-2-②-12_オーストラリア語学研修報告	
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(以下:制度例) ① 担任制・指導教員制の導入	☒ はい ☐ いいえ	クラス運営については担任制を導入し、複数名の教職員でクラス運営にあたっている。また、教員学生	資料 7-2-②-01_運営組織規則	*

② 学生との懇談会 ③ 意見投書箱 ④ その他		会連絡会を定期的を実施し、学生のニーズを把握している。	資料 7-2-②-13.教員学生会連絡会内規							
(4) (3)は、有効に機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	令和4年度は4月から担任が個別面談を実施し、個々の学生の状況把握に努めている。また、毎年実施される教員学生会連絡会も学生の意見を把握するために活用されている。	資料 7-2-②-14.教育相談月間に係る令和4年度4月期全学年対象担任面談(非公表)							
【外部独自評価委員による検証】										
<table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									
ご意見等										
・学生指導は適切に行われている。留年率・留年生への対策も必要かもしれない。 ・有効な学生支援ができていると思うが、今後はチャット等のICT機能をさらに活用し、指導する側も受ける側も、時間をかけず効果的にやり取りできる仕組みづくりを一層進めていただきたい。 ・運営組織規則により組織や役職、職務分掌を定めています。学生便覧に学級担任や学生相談スタッフ名公表しています。また学生相談室を紹介し相談・助言を行う旨の案内をしています。TOEIC テストの実施や海外語学研修、語学・資格取得書籍を紹介するなど、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制を確認しました。										

7-2-③

特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	国際交流室を中心に支援体制を整備が行われている。留学生の学習をサポートする時間割編成や、学校生活等を支援する留学生チューターなどの制度も整備・運用されている。	資料 7-2-③-01_外国人留学生規則 資料 7-2-③-02_国際交流室委員会規則 資料 7-2-③-03_令和3年度留学生授業時間割表 資料 7-2-③-04_令和3年度留学生チューター（非公表） 資料 7-2-③-05_令和3年度留学生チューター時間数報告書（非公表）	
(2) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	編入学生受け入れのための制度が用意されているほか、受け入れ時にはオリエンテーションを実施している。また、受け入れ学科ごとに支援を行っている。	資料 7-2-③-06_教務委員会規則 資料 7-2-①-07_編入学者オリエンテーション実施要項	*

(3) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。	☐ はい ☒ いいえ	これまでに学生受け入れ実績がなく、体制の整備には至っていない。	資料 7-2-③-07_専攻科委員会規則	
(4) LGBT 学生の生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	学生からの相談窓口として学生相談室が利用できる。また学生からの相談に応じて、学生相談室・保健室・担任等が情報共有しながら、個別対応している。 その他、「呼称への配慮」「名簿の表記」「多目的トイレへのチェンジングボードの設置」などを進めている。	学生相談室	*
(5) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	受け入れ学生の状況に合わせて支援体制を整え、個別対応している。 バリアフリー化に向けて引き戸の設置などの対応を行っている。	資料 7-2-③-08_発達障害のある学生への対応について 資料 7-2-③-09_発達障害のある学生への対応検討会 資料 7-2-③-10_引き戸の設置および車いす用機の導入(差替え)	
(6) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。	☒ はい ☐ いいえ	資料にあるとおり、対応を明文化している。	資料 7-2-③-11_障害を理由とする差別の解消の推進	

			資料 7-2-③-12_障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領							
(7) (1)～(6)以外の特別な支援を行っているか。	☐ はい ☒ いいえ	(1)～(6)以外の特別な支援を必要とする学生が在籍していないため。								
【外部独自評価委員による検証】 <table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table> ご意見等 ・学生の多様性について、十分な対応はできている。今後も流動的な対応が求められることになろうと思うが、柔軟に対応してもらいたい。 ・特に LGBTQへの対応についてはデリケートな課題でもあるので、対象者が無理なく、安心して学校生活が送れるよう、今後も必要な手立てに丁寧に取り組んでほしい。 ・ただし、もしも社会人学生を受け入れる可能性がある場合には(3)記載の支援体制を整えておいた方が良いと思います。 ・外国人留学生に対しては、外国人留学規則、国際交流委員会にて支援体制を定めています。また発達障害のある学生に対してはしかるべき対応を行っています。障害のある学生を考慮し、引き戸の設置や車いす用機の導入を行うなど、特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行っていることを確認しました。					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

7-2-④

学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備しているか。(以下:体制例) ① 学生相談室 ② 保健センター ③ 相談員・カウンセラーの配置 ④ ハラスメント等の相談体制 ⑤ 学生に対する相談の案内等 ⑥ 奨学金 ⑦ 授業料免除 ⑧ いじめ防止・早期発見・対処等の体制 ⑨ その他	☒はい ☐いいえ	資料の通り、学生相談室や保健室の設置、相談員・カウンセラーの配置、いじめ・ハラスメント等の防止対策と相談体制の明文化、学生に対する相談窓口等の案内、奨学金や授業料・入学金免除などへの対応について、体制が整備されている。	資料 7-2-④-01_事務組織規則 資料 7-2-②-03_令和4年度学生便覧_p182-183_学生相談室 資料 7-2-④-02_令和4年度学生便覧_p183_健康管理 学生相談室 いじめ・ハラスメント防止対策 奨学金 授業料・入学金免除制度 授業料免除申請について	* *

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。	☒ はい ☐ いいえ	健康診断を定期的に行っている。健康相談を保健室で個別に行っている。	資料 7-2-④-02_令和4年度学生便覧_p183_健康管理 資料 7-2-④-03_令和3年度学生定期健康診断スケジュール表	*
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。	☒ はい ☐ いいえ	学生相談室での相談を受け付けているほか、シグマテストは学校適応感尺度調査などにより、定期的に学生の状況把握に努めている。	資料 7-2-④-04_学生相談室 令和3年度活動予定	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・学生生活に対するケアが適切に行われている。
- ・健康診断後の要治療者の通院率・完治率を確認して、必要な健康指導が行われるとよい。
- ・学生相談室、保健室、相談員・カウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等、奨学金、授業料免除、いじめ防止・早期発見・対処等の体制が整備されていることを確認しました。

学生の健康保持のための保健室があること、定期健康診断を行っていることを確認しました。

7-2-⑤

就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	進路支援室、およびインターンシップ支援室を設置し、支援体制を整えている。	資料 7-2-⑤-01_進路支援室規則 資料 7-2-⑤-02_インターンシップ支援室規則	
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校として取組を行っているか。 (以下:取り組み例) ① キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ② 進路指導用マニュアルの作成 ③ 進路指導ガイダンスの実施 ④ 進路指導室 ⑤ 進路先(企業)訪問 ⑥ 進学・就職に関する説明会 ⑦ 資格取得による単位修得の認定 ⑧ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 ⑨ その他	☒ はい ☐ いいえ	4年生に対する進路説明会、専攻科1年生に対する進路説明会を実施するとともに、進路指導連絡会議により指導に関する情報交換・改善検討等を行っている。 インターンシップに関する支援のほか、授業「企業論」では企業経験者等を講師に招き企業活動に関する学習機会を設けている。 各種検定試験、海外語学留学、インターンシップを単位認定する制度も整備している。	資料 7-2-⑤-03_4年生進路説明会 資料 7-2-⑤-04_専攻科1年進路説明会 資料 7-2-⑤-05_進路指導連絡会議 資料 7-2-⑤-06_インターンシップ 資料 7-2-⑤-07_企業論シラバス 資料 7-2-②-05_実用英検・工業英検(1～5年生)学生宛	*

			資料 7-2-②-06_各種検定試験及び海外語学研修に係る単位認定及び授業科目への振替に関する内規 国際交流室 本学専攻科生産システム工学専攻「企業論」シラバス(本学専攻科環境工学専攻「企業論」シラバスも同内容)	*						
(3) (2)の取組が機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	進路説明会や進路指導連絡会議を定期的実施している。インターンシップ参加や英語検定試験結果を単位認定する制度を整備している。	資料 7-2-⑤-08_インターンシップ派遣先(非公表) 資料 7-2-⑤-09_TOEIC による令和2年度授業への振替							
【外部独自評価委員による検証】										
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

ご意見等

- ・幅広い進路に対して、適切な進路指導などが行われている。
- ・進路説明会、就職説明会等が計画的に実施され、必要な情報が学生に周知されている。
- ・進路支援室を設けて学生の進路に関する情報収集および分析を行い、進路説明会や個別相談等を通じて適切な進路指導を行っています。また学生にはインターンシップや「企業論」を通じて、企業活動を学ぶ機会を提供しています。

7-2-⑥

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	課外活動を学生会の各クラブ等において実施し、各クラブ等には顧問教員をつけるなどの支援体制を整えている。	資料 7-2-⑥-01_令和4年度学生便覧 p195_課外活動 資料 7-2-⑥-02_令和4年度学生便覧 pp274-275_顧問教員一覧	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	☒ はい ☐ いいえ	厚生補導委員会を中心として対応している。	資料 7-2-⑥-03_厚生補導委員会規則	
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	年度初めの「部長・顧問教員連絡会議」にて情報の確認・共有を実施、厚生補導委員会で「クラブ活動報告」を確認している。活動状況に応じた設備充実も適宜進めている。	資料 7-2-⑥-04_部長顧問教員連絡会議目次_抜粋(非公表)	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・課外活動が十分に行えるように支援等を行っている。
- ・学生会を主体としたクラブ等の運営は、生徒の自主・自律という点で意義ある組織体制といえる。
- ・各部活動に顧問教員を配置し、指導・管理にあたらせています。厚生補導委員会が課外教育や保健指導、生活補導、学生会の指導、奨学金の選考、入学金・授業料の減免、学生の賞罰等の厚生補導を行い、部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動を支援しています。また、定期的に自己点検・評価を行っています。

7-2-⑦

学生寮が、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学生寮の管理・運営体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	学寮規則など、学寮の管理・運営体制が整備されている。	資料 7-2-⑦-01_令和4年度学生便覧 pp233-250(学寮関係抜粋) 資料 7-2-⑦-02_学則 学則 学生寮	

(2) 学生寮を生活の場、勉学の場として整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	学生の居室や食堂、洗濯室などの住環境のほか、学習室などの勉学の場としての環境整備も行われている。	学生寮	*						
(3) (2)について、有効に機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	学生寮の収容率が高い。学生アンケートでも寮が学習の場として定着しており、学生生活を送る上での生活基盤となっていることが確認できる。	資料 7-2-⑦-03_寮生アンケート結果 資料 7-2-⑦-04_学生寮収容率 ※令和 5 年 4 月現在は 2 人部屋を 1 人部屋として運用しており、定員 143 名、入寮者は 140 名、収容率は 98%となります。							
【外部独自評価委員による検証】 <table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table> ご意見等 ・学生寮が適切に運用されている。 ・寮が生活の場だけでなく、学習できる場としても機能している。 ・構内視察で学生寮を確認しました。HP で学生寮を紹介しています。学生寮は定員 180 人に対し入居者は 137 人で収容率は76%と高いです。寮生に寮内での学習時間のアンケートを行い、学習の場としての生活が送れていることを確認しています。					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

7-3 学校として、いじめの未然防止、早期発見、事案対処(いじめの防止等)の体制が整備され、機能していること。

7-3-①

いじめを防止するための体制を適切に整備し、学生に周知しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) いじめ防止等に関する体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な計画、対策委員会の設置と規則の制定、いじめ防止プログラム、いじめ早期発見・事案対処マニュアル、相談対応流れ図等が定め、体制を整えている。	群馬工業高等専門学校におけるいじめ防止等基本計画 群馬工業高等専門学校いじめ対策委員会規則 群馬工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止等委員会規則 群馬工業高等専門学校いじめ防止プログラム 群馬工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル いじめ、キャンパス・ハラスメント相談対応流れ図 いじめ・ハラスメント防止対策	*

(2) (1)を、学生に周知しているか。	☒ はい ☐ いいえ	校内掲示物やホームページでの情報掲載、ホームルーム等で教員が口頭により学生に周知している。	群馬工業高等専門学校いじめ防止ガイドライン 群馬工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン いじめ・ハラスメント防止対策	*
----------------------	--	---	---	---

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・いじめの問題は顕在化しにくいので、今後も十分な注意をしながら活動していただきたい。
- ・HP 上で群馬高専でのいじめ・ハラスメント防止対策を公表しています。いじめ防止等基本計画やいじめ対策委員会、いじめ防止プログラム、いじめ防止ガイドライン、キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン等を設け、いじめやハラスメントを防止する取り組みを行っていることを確認しました。

7-3-②

いじめに関する学生アンケート等を行う等適切に把握し、未然防止・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) いじめの未然防止・把握の観点から、学生や教職員に対して定期的に意見聴取を行い、学校として把握し、改善を行う体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	いじめ防止等基本計画に基づき、体制を整備している。	群馬工業高等専門学校におけるいじめ防止等基本計画	*
(2) (1)の体制が機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	担任面談による関係構築のほか、シグマテスト、学校適応感尺度調査などによるアンケート調査の実施し、把握に努めている。また、定期的にいじめ対策委員会を実施し、継続的にPDCA サイクルに基づき改善に努めている。	資料 7-2-②-14_教育相談月間に係る令和4年度4月期全学年対象担任面談(非公表) 資料 7-3-②_01_学校適応感尺度調査について依頼メール(非公表) 資料 7-3-②_02_シグマテスト実施依頼メール(非公表) 資料 7-3-②_03_「仲間とのかかわり」についてのアンケート実施依頼メール(非公表) 校報 135 号	*

(3) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制が整備されているか。	☒はい ☐いいえ	防止対策や相談窓口・相談員、相談対応の流れなどの体制が整備されている。	いじめ・ハラスメント防止対策 いじめ、キャンパス・ハラスメント相談員 いじめ、キャンパス・ハラスメント相談対応流れ図	* *						
(4) (3)は、有効に機能しているか。	☒はい ☐いいえ	相談者にとって複数の相談先を確保している。ただし、ホームページに掲載している「キャンパス・ハラスメント相談員」については、年度更新された様子が確認できなかったが、令和4年11月の再点検では更新されていた。変更の都度、定期的に更新することを求めた。	いじめ、キャンパス・ハラスメント相談員	*						
【外部独自評価委員による検証】										
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

ご意見等

- ・いじめの把握を行うための体制が整備されている。
- ・いじめについては、各種テストや調査・相談により状況を把握している様子がわかる。今後も、一人一人の学生が安心して学校生活が送れるよう必要な対策を進めてほしい。
- ・担任と面談を行って良好な人間関係構築するほか、シグマテスト、学校適応感尺度調査などによるアンケート調査の実施をしていじめの把握に努め、いじめを未然に防ぐ対策・活動を行っていることを確認しました。

7-3-③

教職員に対して、いじめを防止するための教育・研修等を定期的に実施しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲						
(1) 教職員に対して、いじめを防止するための教育・研修等を定期的に実施しているか。	☒ はい ☐ いいえ	定期的に研修等が実施されている。	資料 7-3-③-01_メール_国立高等専門学校機構いじめ防止等研修会の開催通知(非公表) 資料 7-3-③-02_メール_令和2年度厚生補導研究会の開催通知(非公表)							
【外部独自評価委員による検証】										
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

ご意見等

- ・活動が適宜行われている。
- ・教職員に対するいじめ防止については、いじめ防止研修会を開催し、いじめの未然防止、早期発見、事案対処等の教育を行っています。

項目8 研究活動、地域貢献活動、国際交流の状況

8-1 学校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。

8-1-①

研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲						
(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	群馬工業高等専門学校における研究活動の目的と基本方針を明記している。	資料 8-1-①-01_研究活動の目的と基本方針							
【外部独自評価委員による検証】										
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									
<u>ご意見等</u> ・基本方針が確認できた。 ・群馬高専における研究活動の目的と基本方針に、研究活動の目的と基本方針を定めています。										

8-1-②

研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	地域連携テクノセンターは、研究活動等を推進し、社会貢献に資することを目的として整備している。さらに研究・地域連携推進委員会の設置により、研究活動等を含む地域連携推進を担っている。	資料 8-1-②-01_研究・地域連携推進委員会規則 資料 8-1-②-02_地域連携テクノセンター規則	
(2) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	学校要覧や地域連携テクノセンターパンフレットにおいて、各種設備を示すとともに、利用規程において実際の利用について定めている。	資料 8-1-②-03_地域連携テクノセンター利用規程 資料 8-1-②-04_地域連携テクノセンターの紹介 資料 8-1-②-05_地域連携テクノセンター機器紹介	
(3) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	研究支援について明確に書かれた資料があるほか、設備の保守等の費用についての支援や研究発表推進経費による支援も明文化している。	資料 8-1-②-06_教育・研究支援経費について(非公開) 資料 8-1-②-07_研究発表推進経費について(非公開) 資料 8-1-②-08_教育研究基盤設備維持経費について(非公開)	

(4) (1)～(3)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。	☒ はい ☐ いいえ	外部資金獲得状況からも研究が十分に行われていることがわかる。各教員の研究活動は本校ホームページ(researchmap)からわかる。	資料 8-1-②-09_令和3年度外部資金獲得状況(非公開) 資料 8-1-②-10_教員の研究活動が分かるホームページ	*
-----------------------------------	--	--	---	---

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・地域連携テクノセンターをはじめ、充実した機器が導入されていた。比較的新しい機器は研究・教育に活用されており、研究・教育の先端化に役立っている。
- ・今後も、地域連携テクノセンターの機能を十分に活用し、地域貢献を含めた実践研究を進めてほしい。
- ・学内に地域連携推進センターあり、産学連携および研究活動を推進する活動を行っています。外部に対して、学校案内に地域連携テクノセンターや産学連携の取り組み状況・実績を紹介しています。また、定期的に自己点検・評価を行っています。

8-1-③

研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。また、問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・評価結果	補足説明	参考資料	再掲
(1) 学校が設定した研究活動の目的等により、成果が得られているか。	☒ はい ☐ いいえ	各教員の研究活動は本校ホームページ(researchmap)からわかる。さらに校報においては、研究発表	資料 8-1-③-01_校報第 134 号(非公開)	*

		のみならず特許や学会等表彰についても記載している。	資料 8-1-②-10_教員の研究活動が分かるホームページ
(2) (1)で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備し、機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則(平成 28 年 7 月 21 日制定)」は廃止され、「群馬工業高等専門学校評価規則」が令和 4 年 7 月 6 日から施行された。	資料 8-1-③-03_評価規則

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・研究活動について、成果公表および今後の改善についての体制を構築してきている。
- ・教員ごとの研究活動が公になっており、教員間でもお互いに参考にできることが、成果に結びつく研究という点で意義あることと考える。
- ・各教員の研究活動が HP 上に掲載されていることを確認しました。また「校報」の 6 章 研究発表等の章に、本の著作、雑誌・論文等での発表、学会発表、特許、表彰等の詳細な記載があり、7 章 研究助成金等受入状況において、研究者や研究題目、交付金の記載が確認できます。

8-2 学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。

8-2-①

地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。	☒ はい ☐ いいえ	本校における地域貢献活動等の 目的と基本方針を校長裁定により 定めている。	資料 8-2-①-01_地域貢献活動 等の目的と基本方針	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・地域貢献についての目的と方向性が示されている。
- ・群馬高等工業専門学校における地域貢献活動等の目的と基本方針に、目的と基本方針が定められています。

8-2-②

地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲						
(1) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。	☒ はい ☐ いいえ	地域貢献活動の中心となる地域連携テクノセンターを設置し、その利用規程を定めている。	資料 8-2-②-01_地域連携テクノセンター利用規程							
(2) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。	☒ はい ☐ いいえ	地域貢献活動として、人材育成講座、出前授業、公開講座などを計画・実施している。開催概要などは本校ホームページで広く周知している。また校報には、上記の活動実績を記載し、公表している。	資料 8-2-②-02_人材育成講座の実施案内 資料 8-2-②-03_人材育成講座の実施案内 出前授業・セミナー・公開講座校報							
【外部独自評価委員による検証】										
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									
<u>ご意見等</u> ・地域貢献活動は計画的に行われている。 ・講座や出前授業、セミナー等で積極的に地域に働きかけている様子がわかる。 ・地域貢献の拠点として「地域連携テクノセンター」を設立して、モノづくり人材養成講座や公開講座、出前セミナーを行い地域貢献の活動を行っています。また、群嶺テクノ懇話会と連携し産学連携を深めています。										

8-2-③

地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。また、問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再掲						
(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、 成果が認められるか。	☒ はい ☐ いいえ	実施した人材育成講座の参加者 によるアンケート結果、および校報 には参加者人数などを記載してい る。また環境都市工学科のホーム ページには出前授業の様子や、学 校だよりには、SSS(スマートサイ エンススクール)、ひらめきときめ きサイエンス、生物教育研究連携 シンポジウムなどの地域向けの行 事を実施したことを成果として公開 している。	資料 8-2-③-01_人材育成講座 のアンケート結果 校報 出前授業の実践例1 学校だより 125 号							
(2) (1)で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改 善に結び付けるための体制を整備し、機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	改善に結びつけるための体制整 備に関する規則を定めている。	資料 8-1-③-03_評価規則	*						
【外部独自評価委員による検証】										
<table><tr><td>7名</td><td>妥当である</td></tr><tr><td>0名</td><td>一部妥当でない</td></tr><tr><td>0名</td><td>妥当でない</td></tr></table>					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

ご意見等

- ・地域貢献活動が適切に行われている。
- ・参加者へのアンケート等を実施し、講座の評価を行い、改善点等を把握している。
- ・前橋市立第七中学校へ出前授業を行い、その内容 HP に掲載しています。出前セミナーやものづくり人材育成講座など、群馬高専がもつ「学」の知識・情報リソースを地域社会に還元する取り組みを積極的に行っています。

8-3 国際交流を行う体制が整備され、機能していること。

8-3-①

国際交流を実施する上で必要な運営体制を整備し、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 国際交流を実施する上で必要な運営体制を整備しているか。	☒ はい ☐ いいえ	国際交流を実施するための国際交流室、および委員会を規則により定め運営している。	資料 8-3-①-01_国際交流室委員会規則	
(2) (1)は機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	本校のホームページに国際交流室の案内を掲載し、活動事例を紹介している。	資料 8-3-①-02_国際交流室ホームページ 国際交流室 国際交流の実践例1 国際交流の実践例2	

【外部独自評価委員による検証】

7名	妥当である
0名	一部妥当でない
0名	妥当でない

ご意見等

- ・国際交流は組織的に行われていると判断しました。
- ・様々な形での国際交流の場を設定し、学生の海外研修や留学生の支援が適切に行われている。
- ・国際交流委員会を設置し、積極的に国際交流を推進しています。また HP に群馬高専の国際交流、具体的には国際交流室、海外の大学との国際交流協定、学生の海外派遣、海外機関との交流等を具体例を交え報告しています。

8-3-②

学生・教職員の国際交流支援体制を整備し、機能しているか。

評価項目	自己点検・ 評価結果	補足説明	参考資料	再 掲
(1) 学生の海外への留学支援体制を整備し、機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	国際交流室を設置し、留学を希望する学生に対してサポートできる支援体制を整えている。	資料 8-3-②-01_オーストラリア語学研修報告 国際交流室	
(2) 外国人留学生を受け入れる体制を整備し、機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	外国人留学生を受け入れる体制（規則）を整備し、生活面等をサポートするチューター制度を設けている。また、受け入れの中心となる学生寮の情報もホームページで公開している。	資料 8-3-②-02_外国人留学生規則 資料 8-3-②-03_令和2年度留学生チューター学生寮	

			資料 8-3-②-04_留学生研修旅行							
(3) 教員の国際交流体制を整備し、機能しているか。	☒ はい ☐ いいえ	在外研究員として派遣するための制度を設けメールで周知している。また、在外研究員としての派遣実績を学校要覧に掲載している。	資料 8-3-②-05_「独立行政法人国立高等専門学校機構在外研究員制度」募集要項(非公表) 資料 8-3-②-06_在外研究員派遣に関する取扱い 資料 8-3-②-07_在外研究員派遣							
【外部独自評価委員による検証】 <table border="1"> <tr> <td>7名</td> <td>妥当である</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>一部妥当でない</td> </tr> <tr> <td>0名</td> <td>妥当でない</td> </tr> </table> ご意見等 ・今後、留学生の受け入れや学生の海外派遣が増えることを期待しています。 ・指導力の向上により教育効果を一層高めていくためにも、より積極的に教員の海外派遣を進めてほしい。 ・学生の海外への学びとして、オーストラリア語学研修に 29 名が参加しました。また、海外からの学びとして、外国人留学生を受け入れるなど、国際交流を積極的に行っています。					7名	妥当である	0名	一部妥当でない	0名	妥当でない
7名	妥当である									
0名	一部妥当でない									
0名	妥当でない									

全体を通しての委員からの意見

今回、外部独自評価委員として評価に関わらせていただき、群馬高専の教育活動と学習環境に係る概要及び具体的な取組についてある程度理解することができました。ただ、個人として日常的な関わりが少ない中での評価でしたので、一部理解の不明確な部分もあり、的を射た評価になっていない項目もあるかと思いますが、いただいた資料からできる限り読み取らせていただいた結果ですのでご容赦いただきたいと思います。

いずれの評価項目を見ても、その根拠となる規則や資料が明らかになっており、学校をあげてシステムチックに様々な取組をされていることが見てとれました。過去の評価で挙げられた課題を克服し、必要な軌道修正をしながら丁寧に学校運営をされていることが、何より信頼のおける学校づくりにつながっているものと感じています。

今後も、教職員、学生、関係者の間で、意見交換や必要な協議を行い、常に課題意識をもちながら学校運営にあたっていられることを願うとともに、新しい時代、次の時代に向かって、その主役となれる人材を育成していくためにも、これからも学生が夢と希望をもって本気で学ぶことができる学校であることを祈念します。

4. 外部独自評価結果を受けて

令和5年度の外部独自評価委員会を開催できましたことに対して、委員の皆様をはじめ、関係者各位に感謝を申し上げます。

本年度は、昨年度実施しました自己点検・評価の「教育の内部質保証システム」、「組織・管理体制」、「学習環境と学生支援及び各種活動状況」の3つの視点で評価をしていただき、すべての点で「妥当である」の評価であり、活動全般として高い評価をいただきました。また、併せて、今後の取り組みに対しての種々の助言や提案もいただきましたので、これらの内容は、組織内部で共有し、教育改善につなげていきたいと考えています。

最後に、ご多忙の中、短い時間で多大なるご尽力をいただきましたことに対し、深甚の謝意を表します。また、本校の関係者各位、総務・評価担当の皆様にお礼申し上げます。

群馬工業高等専門学校

校長補佐(評価・FD担当) 堀 尾 明 宏

外部独自評価委員会 次第

日時: 令和 5 年 10 月 31 日 (火) 13:30～17:00

場所: 群馬工業高等専門学校 管理棟 2 階 会議室A

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1 開会 | 13:30～ |
| 2 学校長挨拶 | 13:30～13:35 |
| 3 外部独自評価委員の紹介 | 13:35～13:40 |
| 4 学校側出席者の紹介 | 13:40～13:45 |
| 5 委員長選出(委員の互選) | 13:45～13:50 |
| 6 議事 | |
| (1)学校概要説明(校長) | 13:50～14:10 |
| (2)学校施設見学 | 14:10～14:50 |
| (3)自己点検・評価について | |
| 自己点検・評価書(校長補佐(評価・FD担当) | 14:50～15:10 |
| 教育活動(教務主事) | 15:10～15:25 |
| 研究・地域貢献活動(校長補佐(研究・地域連携推進担当)) | 15:25～15:40 |
| (4)質疑応答・意見交換 | 15:40～16:40 |
| (5)その他(欠席委員の文書の取扱い) | 16:40～16:45 |
| 7 今後のスケジュール | 16:45～16:55 |
| 8 閉会 | 16:55～17:00 |

令和5年度 外部独自評価委員会 議事概要

日 時: 令和5年10月31日(火) 13:29～16:42

場 所: 群馬工業高等専門学校会議室A

出席者:

【令和5年度外部独自評価委員】

石間経章群馬大学大学院理工学府長(委員長)、川上辰幸群馬県中学校長会会長(前橋市立明桜中学校長)、細谷肇群馬県立群馬産業技術センター所長、鈴木実群嶺テクノ懇話会会長、吉田涼子群馬工業高等専門学校後援会長

【本校執行部】

三谷卓也校長、辻和秀教務主事、佐々木信雄寮務主事、大墳聡専攻科長、市村智康校長補佐(研究・地域連携推進担当)、高橋徹校長補佐(広報戦略担当)、堀尾明宏校長補佐(評価・FD担当)、渡辺英雄事務部長(併総務課長)、

【本校令和4年度自己点検・評価委員会専門部会員】

川本真一副部会長(電子情報工学科・准教授)、矢口久雄部会員(評価・FD主任、機械工学科・准教授)、石関正典部会員(一般教科(人文科学)・講師)、北田健策部会員(一般教科(自然科学)・准教授)、高山雄介部会員(機械工学科・講師)、大岡久子部会員(物質工学科・准教授)、宮里直樹部会員(環境都市工学科・准教授)、野村恵子部会員(総務課課長補佐(総務))、齋藤勝芳部会員(総務課課長補佐(財務))、國松太郎部会員(学生課課長補佐)

【陪席】

湯本直哉学生課長、下田啓祐総務課総務係員

【欠席】

細谷功群馬工業高等専門学校同窓会長、石黒淳上毛新聞社営業局次長

1. 開会挨拶

堀尾校長補佐(評価・FD担当)から、外部独自評価委員会開催の挨拶があった。

2. 学校長挨拶

三谷校長から、委員会の開催にあたり挨拶があった。

3. 外部独自評価委員の紹介

堀尾校長補佐(評価・FD担当)から、配付資料に基づき、本委員会の開催趣旨等について説明があり、続いて外部独自評価委員の紹介、細谷(功)委員及び石黒委員の欠席について報告があった。

なお、開催に先立ち、両委員からは議事進行を委員長に一任する旨の連絡があったとの説明があった。

4. 学校側出席者の紹介

堀尾校長補佐(評価・FD担当)から、学校側らの出席者の紹介があった。

5. 委員長選出(委員の互選)

本校評価規則第 13 条の規定に基づき、委員の互選により、石間委員が委員長に就任した。

6. 議事について

(1) 学校概要説明

三谷校長から、配付資料に基づき、本校の概要について説明があり、続いて質疑応答及び意見交換があった。主な内容は以下のとおり。

(委員から)入学時からの就職・進学希望の変化について

(学校から)1 年時の実態調査では 7~8 割が進学を希望するものの、PBL 教育やインターンシップ、先輩からの情報により若干数ではあるものの、就職希望にシフトする傾向がある。

(委員から)進路(就職・進学)に関する指導方針について

(学校から)どちらかに重点をおいた指導は行っていない。本校は進学率が 6~7 割と他高専と比較して高いものの、進学のための指導は行わず、学生の学びたいことが学べる教育を行っている。

(委員から)女子学生の比率について

(学校から)増加傾向にあるものの機械・電子系は少なく、物質工学科及び環境都市工学科の 2 学科が多い傾向にあり、特に今年度の物質工学科の 1 年生は女子学生の比率が半数以上となった。

(委員から)女子学生を増やすための取組について

(学校から)11月に開催される工華祭(隔年開催)でOGによる座談会を計画している他、学校見学会では群嶺テクノ懇話会の協力により女性教員による講演会を実施する予定である。

(委員から)女性教員の比率について

(学校から)男女共同参画推進の観点から、募集要項において評価が同等と認められる場合には、女性を優先的に採用する旨を記載するなど、女性教員の採用を強化している。

(委員から)高等学校とのカリキュラムの違いについて

(学校から)数学や理科などの理系科目は、低学年のうちに基礎理論を学び、その後の専門分野を学び上で必要となる基礎理論を習得できるようカリキュラムを編成している。国語や英語などの文系科目も編成されており、社会は高等学校と比較して少ないものの、令和6年度から産学連携アントレプレナーシップ教育を本格的に開始し、1年生から必修科目を設置する予定である。

(2)学校施設見学等について

外部独自評価委員と本校執行部により、地域連携テクノセンター、正観寺沼(西湖)を中心とした学校施設の見学及び授業見学(座学)を行った。

(3)自己点検・評価書の説明

①自己点検・評価書

堀尾校長補佐(評価・FD担当)から、配付資料に基づき、本校における評価の経緯と自己点検・評価書に関する説明があった。

②教育活動について

辻教務主事から、配付資料に基づき、本校の教育活動について説明があった。

③研究・地域貢献について

市村校長補佐(研究・地域連携推進担当)から、配付資料に基づき、本校の研究・地域貢献活動について説明があった。

(4) 質疑応答・意見交換

説明のあった内容を踏まえ、自己点検・評価書の内容等についての質疑応答及び意見交換があった。主な内容は以下のとおり。

(委員から) アドミッション・ポリシーについて

(学校から) ホームページや募集要項、学校要覧等で公開している。1 年生を対象にアンケートを実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学していることも確認できている。

(委員から) 地域貢献の取組について

(学校から) 本校にある正観寺沼(西湖)の活用を進めており、本校が有する資源を活用した地域貢献に取り組んでいる。

(委員から) CBT などを活用した試験のデジタル化について

(学校から) 本校独自では実施していないものの、高専機構としては数学や物理などの CBT 試験を実施している。

(委員から) チャット機能の活用について

(学校から) 教職員・学生ともに office365 のアカウントを保有しており、Microsoft Teams のチャット機能を活用して、学生は教員に対し、質問を行っている。

(委員から) オンライン授業について

(学校から) 補講や補習、授業中に扱えなかった問題の解説などで活用している。

(委員から) 高専間提供科目の利用状況について

(学校から) 本校では 10 名程度が利用しており、多い状況とは言えない。

(委員から) TA 補講について

(学校から) 低学年を対象に専攻科生を中心に実施している。実施日は学校側で設定し、希望者が参加する体制となっている。なお、参加の際は保護者の同意を必須としており、補講の出席状況も保護者と共有している。

(委員から)いじめやキャンパス・ハラスメントに関する相談体制について

(学校から)学生相談室を設置しており、カウンセラーが常駐し教員や学生、保護者が利用可能となっている。

(委員から)地域連携テクノセンターの機器の設置基準について

(学校から)学科からの要望に基づき検討し設置している。なお、機器は学生も使用可能である。

(委員から)共同研究に対する評価やあり方について

(学校から)個人研究の場合は論文で評価されやすいが、共同研究の場合は相手企業や知的財産権との関係もあり、客観的な評価は行いにくい状況だと感じている。また、りょうもうアライアンス(群馬大学、前橋工科大学、足利大学及び本校との連携)により、本校で対応できない内容については情報を共有し、適切な機関に対応を依頼している。

(委員から)学生による授業評価について

(学校から)年2回学生による授業評価アンケートを実施しており、内容を教員と共有して改善を図っている。

(委員から)留年した学生の退学率について

(学校から)新型コロナウイルス感染症の影響により体調を崩した学生が留年し、結果として退学につながるケースは多い状況であった。

(委員から)試験問題ピアレビューについて

(学校から)学習到達度を図る観点から相似した問題が出題される可能性があるものの、試験問題ピアレビュー制度により、全くの同一問題が出題されていないかを確認している。

(委員から)いじめ対策について

(学校から)いじめに関するアンケート調査を年に複数回実施し、早期発見に努めている。

(委員から)国際交流について

(学校から)新型コロナウイルス感染症の流行により中断していた語学研修を再開した。今後体制強化を図っていく予定である。

7. 今後のスケジュール

堀尾校長補佐(評価・FD担当)から、配付資料に基づき、今後の外部独自評価報告書の作成スケジュールの確認と審査協力の依頼があった。

8. 閉会挨拶

三谷校長から、委員会の閉会にあたり挨拶があった。

群馬工業高等専門学校評価規則

〔平成 15 年 1 月 14 日〕
規 則 第 1 号

最終改正 令和 4 年 7 月 6 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法第 109 条に基づき、群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究活動等の状況に係る評価を行い、本校の教育研究体制等の改善に資することを目的とする。

(実施する評価)

第 2 条 本校において実施する評価は以下のとおりとする。

(1) 内部評価

ア 自己点検・評価

(2) 外部評価

ア 外部独自評価

イ 高等専門学校機関別認証評価

2 前項第 2 号イに規定する高等専門学校機関別認証評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う高等専門学校機関別認証評価を受審するものとする。

第 2 章 評価委員会

(評価委員会の設置)

第 3 条 本校における評価を実施するため、評価委員会を置く。

(構成)

第 4 条 評価委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 校長

(2) 教務主事、学生主事及び寮務主事

(3) 専攻科長

(4) 校長補佐（研究・地域連携推進、広報戦略及び評価・FD 担当）

(5) 一般教科長及び学科長

(6) 事務部長

(7) 総務課長及び学生課長

(8) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第 5 条 評価委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、校長補佐（評価・FD担当）がその職務を代行する。

（任務）

第6条 評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

- （1）内部評価の実施に関する事。
- （2）外部評価の受審に関する事。
- （3）評価結果の公表に関する事。
- （4）評価結果に基づく改善や評価項目の見直しに関する事。
- （5）その他、本校における評価に関する事。

（専門部会の設置）

第7条 評価委員会に、評価の専門的事項を調査及び検討するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長、副部会長及び部会員は校長が指名する。
- 3 専門部会は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）自己点検・評価書の原案の作成に関する事。
 - （2）高等専門学校機関別認証評価の自己評価書の原案の作成に関する事。
 - （3）その他、評価に関して評価委員会が指示する事。
- 4 必要に応じて専門部会を複数設置することができる。

第3章 自己点検・評価

（自己点検・評価の目的）

第8条 第2条第1項第1号アに規定する自己点検・評価は、本校の教育研究体制等の改善に資することを目的とする。

（自己点検・評価の実施時期）

第9条 自己点検・評価を実施する時期は別表1のとおりとし、年に1回、評価委員会において実施時期の妥当性について確認を行う。

（自己点検・評価の評価項目）

第10条 自己点検・評価の評価項目は別表2のとおりとし、年に1回、評価委員会において評価項目の妥当性について確認を行う。

第4章 外部独自評価

（外部独自評価の目的）

第11条 第2条第1項第2号アに規定する外部独自評価は、内部からは気づきにくい課題等について、第三者の視点から確認していただき、本校の教育研究体制等の改善に資することを目的とする。

(外部独自評価委員会の設置)

第 12 条 外部独自評価委員会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 大学等教育機関の関係者
- (2) 本校の所在する地域の教育関係者
- (3) 地方自治体の関係者
- (4) 地域産業界等の関係者
- (5) その他校長が必要と認める者

(委員長)

第 13 条 外部独自評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は外部独自評価委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した者がその職務を代行する。

(外部独自評価の受審時期)

第 14 条 外部独自評価の受審は、原則として本校において実施する自己点検・評価の翌年度とする。ただし、当該年度又は当該年度の翌年度が高等専門学校機関別認証評価の受審年度にあたる場合は、受審しないことができるものとする。

(外部独自評価の評価方法)

第 15 条 外部独自評価は、本校の自己点検・評価報告書及び根拠資料のほか、外部独自評価委員会で実施するヒアリング、実地調査等により行う。

(任期)

第 16 条 外部独自評価委員会委員の任期は依頼した日の属する年度限りとする。ただし、やむを得ない事情により当該年度中に外部独自評価結果報告書が完成しなかった場合、外部独自評価結果報告書が完成するまで任期を延長することができる。

第 5 章 評価結果の公表及び改善

(評価結果の公表)

第 17 条 本校は、評価の結果を公表する。

(改善)

第 18 条 本校は、評価結果に基づき、改善のための諸方策を講じるため、校長又は運営委員会から別図 3 のとおり必要に応じて関係部署に改善要求を行い、是正措置を行うものとする。

- 2 評価委員会は、改善状況を定期的に把握する。

第 6 章 その他

(業務等)

第 19 条 評価に関する業務は評価委員会が行い、評価委員会の事務は総務課において処理する。

附 則

この規則は平成 15 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

1 この規則は令和 3 年 1 月 6 日から施行する。

2 群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則（平成 28 年 7 月 21 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は令和 4 年 7 月 6 日から施行する。

別表1

評価スケジュール

更新日：令和3年1月

	自己点検・評価	外部独自評価	機関別認証評価 (7年以内に受審)
機関別認証評価 受審年度 (令和3年度)			◎
受審後1年目 (令和4年度)	◎		
受審後2年目 (令和5年度)		◎	
受審後3年目 (令和6年度)	◎		
受審後4年目 (令和7年度)		◎	
受審後5年目 (令和8年度)	◎		
受審後6年目 (令和9年度)			(対応準備)
機関別認証評価 受審年度 (令和10年度)			◎
受審後1年目 (令和11年度)	◎		
受審後2年目 (令和12年度)		◎	
受審後3年目 (令和13年度)	◎		
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

点検の視点と点検項目		実施年度	R4 機関別認証評価 対応基準	
項目1 教育の内部質保証システム		機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 1 年 目 ／ 5 年 目		
1-1	教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価(数理・データ・サイエンス・AI教育プログラムを含む)を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という)が整備され、機能していること。		1-1	
1-1-①	教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 (1)定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 (2)(1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備しているか。 (3)(1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。		1-1-①	
1-1-②	内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 (1) 根拠となるデータや資料等を担当する組織の体制が整備されており、定期的に収集・蓄積しているか。 (2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 (3) (2)の結果を公表しているか。		1-1-②	
1-1-③	学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 (1)自己点検・評価の実施に際して、意見聴取を実施しているか。 (2)自己点検・評価の実施に際して、在学生・卒業(修了)時・卒業(修了)後・外部評価の結果等を踏まえて行っているか。 (3)Ⅲ(2)の意見聴取による意見・評価を、自己点検・評価結果に反映しているか。		1-1-③	
1-1-④	自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 (1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 (2) 前回の自己点検・評価や第三者評価等における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 (3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。		1-1-④	
1-1-⑤	自己点検・評価の実施方法(項目の見直し、追加等)等が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。 (1)自己点検・評価の実施方法(項目の見直し、追加等)等について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 (2)自己点検・評価の実施方法(項目の見直し、追加等)等について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。		独自項目	
1-2	準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)(以下「三つの方針」という。)が学校の目的を踏まえて定められていること。		1-2	
1-2-①	準学士課程、専攻科課程それぞれのディプロマ・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 (1)ディプロマ・ポリシーを定めているか。 (2)ディプロマ・ポリシーが、「何ができるようになるか」に力点を置き、準学士課程・専攻科課程全体、各学科・専攻科の目的と整合性を有しているか。 (3)ディプロマ・ポリシーの中で、学生が卒業(修了)時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。		1-2-① 1-2-④	
1-2-②	準学士課程、専攻科課程それぞれのカリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 (1)カリキュラム・ポリシーを定めているか。 (2)カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有しているか。 (3)カリキュラム・ポリシーに、教育課程の編成、教育内容・方法、学習成果の評価方法について記載しているか。		1-2-② 1-2-⑤	
1-2-③	準学士課程、専攻科課程それぞれのアドミッション・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 (1) アドミッション・ポリシーを定めているか。 (2)アドミッション・ポリシーは、学校の目的や各学科・専攻科の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定しているか。 (3)アドミッション・ポリシーには、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。また、受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。		1-2-③ 1-2-⑥	
1-3	学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。		1-3	
1-3-①	学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。 (1)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 (2)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検し、改定しているか。		1-3-①	
項目2 教育組織及び教職員等			機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 1 年 目 ／ 5 年 目	
2-1	学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			2-1
2-1-①	学科及び専攻科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。 (1) 学科及び専攻科の構成が学校の目的及びディプロマ・ポリシーと整合性がとれているか。			2-1-① 2-1-②
2-1-②	教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。 (1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制(教務・学生支援・入試等)を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。			2-1-③
2-2	教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			2-2
2-2-①	準学士課程において学校の目的を達成するために必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。 (1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 (2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 (3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 (4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 (5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。			2-2-①
2-2-②	専攻科課程において学校の目的を達成するために必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。 (1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 (2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 (3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。			2-2-②
2-2-③	学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。 (1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 (2)(1)以外に配慮している措置等はあるか。 (3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置等はあるか。			2-2-③
2-3	全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			2-3
2-3-①	全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。 (1) 全教員(非常勤教員を除く。)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 (3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。 (4) 非常勤教員に対し教員評価を行う体制を整備し、評価を実施しているか。			2-3-①
2-3-②	教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。 (1) 教員(非常勤教員を除く。)の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 (2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。 (3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 (4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。			2-3-②
2-4	教職員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	2-4		
2-4-①	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。))が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 (1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制を整備しているか。 (2) 定期的にFDを実施しているか。 (3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	2-4-①		
2-4-②	学校における教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されているか。 (1) 教育支援者等を法令に従い適切に配置しているか。 (2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	2-4-②		
2-4-③	教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。 (1) 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	2-4-③		

点検の視点と点検項目			実施 年度	R4 機関別認証評価 対応基準		
項目3 管理運営			機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 1 年 目 ／ 5 年 目			
3-1	学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			4-2		
3-1-①	管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 (1)管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 (2)委員会等の体制(諸規程・組織図等)を整備しているか。 (3)校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 (4)事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 (5)教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 (6)(1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。			4-2-①		
	3-1-②	危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。 (1)学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 (2)危機管理マニュアル等を整備しているか。 (3)(1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 (4)キャンパス・ハラスメント防止等に関する体制を整備しているか。 (5)(4)を、教職員・学生に周知しているか。		4-2-②		
		3-1-③		外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。 (1)外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等)を積極的に受入れる取組を行っているか。 (2)公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。		4-2-③
				3-1-④	外部の教育資源を積極的に活用しているか。 (1)外部の教育・研究資源を活用しているか。	
		3-1-⑤		管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。))が組織的に行われているか。 (1)SD等を実施する体制を整備し、かつ実施しているか。		4-2-⑤
		3-2		学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。		4-3
3-2-①	学校における教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。 (1)教育情報を法令に従い適切に公表(HP等)しているか。			4-3-①		
項目4 学生の受入れ				機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 3 年 目 ／ 5 年 目		
4-1	入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。		6-1 8-2			
4-1-①	【準学士課程及び専攻科課程共通】アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 (1)アドミッション・ポリシー、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等。)、面接内容、配点・出題方針等。)となっているか。		6-1-① 8-2-①			
	4-1-②	【準学士課程及び専攻科課程共通】アドミッション・ポリシーに沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 (1)検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 (2)(1)の体制の下、実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証を行っているか。 (3)(2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			6-1-② 8-2-②	
		4-1-③	実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 (1)【準学士課程】学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 (2)【専攻科課程】学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 (3)【準学士課程及び専攻科課程共通】学科(専攻)ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 (4)【準学士課程及び専攻科課程共通】過去5年間の学科(専攻)ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 (5)【準学士課程及び専攻科課程共通】過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。		6-1-③ 8-2-③	
項目5 学習・教育・研究の成果			機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 3 年 目 ／ 5 年 目			
5-1	【準学士課程】ディプロマ・ポリシーに照らして、学習・教育の成果が認められること。				7-1	
5-1-①	成績評価・卒業認定の結果から判断して、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果が認められるか。 (1)学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2)学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 (3)(2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。				7-1-①	
	5-1-②				達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果から判断して、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果が認められるか。 (1)学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 (3)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生(卒業後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 (4)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 (5)(2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	
		5-1-③			就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 (1)学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 (2)学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。	
5-2				【専攻科課程】ディプロマ・ポリシーに照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。		8-3
5-2-①		成績評価・修了認定の結果から判断して、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 (1)学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2)学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 (3)(2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。		8-3-①		
		5-2-②		達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 (1)学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 (3)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生(修了直後でない者)に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 (4)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 (5)(2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。		8-3-②
	5-2-③			就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 (1)学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 (2)学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。		8-3-③
5-2-④				修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 (1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。		8-3-④

点検の視点と点検項目		実施 年度	R4 機関別認証評価 対応基準
項目6 教育課程・教育方法		機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 3 年 目 ／ 5 年 目	
6-1	準学士課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。		5-1
6-1-①	カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 (1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 (2) 一般教育の充実に配慮しているか。 (3) 進級に関する規程を整備しているか。 (4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 (5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。		5-1-①
6-1-②	教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 (1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における配慮を行っているか。 (2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。		5-1-②
6-1-③	創造性・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 (1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 (2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。		5-1-③
6-2	準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。		5-2
6-2-①	カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 (1) カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。また、授業形態のバランスは適切か。 (2) 教育内容に応じて、学習指導上の工夫を行っているか。		5-2-①
6-2-②	カリキュラム・ポリシーの趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 (1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。 (2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 (3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 (4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。50分以外で運用している場合は標準50分に相当する教育内容を確保しているか。 (5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 (6) (5)の履修時間の実質化のための対策を講じているか。		5-2-②
6-3	準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。		5-3
6-3-①	成績評価・単位認定基準が、カリキュラム・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 (1) 成績評価や単位認定に関する基準を、カリキュラム・ポリシーに基づき、策定しているか。 (2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 (3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 (4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 (5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 (6) 定期試験以外の試験(追試、再試、追認試験等)の成績評価方法を定めているか。 (7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 (8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、組織的な措置を行っているか。また、その措置が有効に機能しているか。		5-3-①
6-3-②	卒業認定基準が、ディプロマ・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。 (1) 学則等に、修業年限を5年と定めているか。 (2) ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定基準を定めているか。 (3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 (4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 (5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。		5-3-②
6-4	専攻科課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程のカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーに基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。		8-1
6-4-①	カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 (1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。		8-1-①
6-4-②	準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 (1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。		8-1-②
6-4-③	カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 (1) カリキュラム・ポリシーに基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。また、授業形態のバランスは適切か。 (2) 教育内容に応じて、学習指導上の工夫を行っているか。		8-1-③
6-4-④	カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。 (1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。		8-1-④
6-4-⑤	成績評価・単位認定基準が、カリキュラム・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 (1) 成績評価や単位認定に関する基準を、カリキュラム・ポリシーに基づき、策定しているか。 (2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 (3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 (4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 (5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 (6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 (7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 (8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、組織的な措置を行っているか。また、その措置が有効に機能しているか。		8-1-⑤
6-4-⑥	修了認定基準が、ディプロマ・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。 (1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 (2) ディプロマ・ポリシーに基づき、修了認定基準を定めているか。 (3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 (4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 (5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。		8-1-⑥

点検の視点と点検項目		実施 年度	R4 機関別認証評価 対応基準
項目7 学習環境及び学生支援等		機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 1 年 目 ／ 5 年 目	
7-1	学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。		3-1
	7-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 (1) 学校の校舎に専用の施設や、学科の種類に応じた附属施設を法令に従い適切に整備しているか。 (2) 自主的学習スペースを設けているか。 (3) 教育研究環境の充実を図るため、厚生施設やコミュニケーションスペースなどの施設・設備を設けているか。 (4) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 (5) (4)の体制が有効に機能するために、安全(指導)管理に係る講習会等を行っているか。 (6) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 (7) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 (8) (7)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。		3-1-①
	7-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 (1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 (2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 (3) ICT環境は有効に活用されているか。 (4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 (5) (4)の体制が機能しているか。		3-1-②
	7-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 (1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 (2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 (3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 (4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。		3-1-③
	7-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。		3-2
	7-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 (1) 教育を実施する上でガイダンスを実施しているか。		3-2-①
	7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 (1) 学生の自主的学習を進める上で、相談・助言体制を整備しているか。 (2) (1)は、学生に利用されているか。 (3)学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。 (4) (3)は、有効に機能しているか。		3-2-②
	7-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 (1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。 (2) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。 (3) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。 (4) LGBT学生の生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。 (5) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備し、必要に応じて支援を行っているか。 (6) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。 (7) (1)～(6)以外の特別な支援を行っているか。		3-2-③
	7-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 (1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備しているか。 (2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 (3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。		独自項目 3-2-③
	7-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 (1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校として取組を行っているか。 (3) (2)の取組が機能しているか。		3-2-④
	7-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 (1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 (2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 (3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。		3-2-⑤
	7-2-⑦ 学生寮が、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。 (1) 学生寮の管理・運営体制を整備しているか。 (2) 学生寮を生活の場、勉学の場として整備しているか。 (3) (2)について、有効に機能しているか。		3-2-⑥
	7-3 学校として、いじめの未然防止、早期発見、事案対処(いじめの防止等)の体制が整備され、機能していること。		3-2-⑦
	7-3-① いじめを防止するための体制を適切に整備し、学生に周知しているか。 (1)いじめ防止等に関する体制を整備しているか。 (2) (1)を、学生に周知しているか。		本校独自項目 本校独自項目
	7-3-② いじめに関する学生アンケート等を行う等適切に把握し、未然防止・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 (1)いじめの未然防止・把握の観点から、学生や教職員に対して定期的に意見聴取を行い、学校として把握し、改善を行う体制を整備しているか。 (2)(1)の体制が機能しているか。 (3)いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制が整備されているか。 (4) (3)は、有効に機能しているか。		
	7-3-③ 教職員に対して、いじめを防止するための教育・研修等を定期的に実施しているか。 (1)教職員に対して、いじめを防止するための教育・研修等を定期的に実施しているか。		

点検の視点と点検項目				実施 年度	R4 機関別認証評価 対応基準	
項目8 研究活動、地域貢献活動、国際交流の状況				機 関 別 認 証 評 価 受 審 後 1 年 目 ／ 5 年 目		
8-1 学校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。					選択A	
8-1-①	研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。				A-1-①	
	(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。					
	8-1-②	研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。			A-1-②	
		(1) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。				
		(2) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。				
		(3) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。				
		(4) (1)～(3)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。				
	8-1-③	研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。また、問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。			A-1-③	
		(1) 学校が設定した研究活動の目的等に照らして、成果が得られているか。			A-1-④	
		(2)(1)で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備し、機能しているか。				
8-2 学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。					選択B	
8-2-①	地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。				B-1-①	
	(1)地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。					
	8-2-②	地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。			B-1-②	
		(1) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。				
		(2) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。				
	8-2-③	地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。また、問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。			B-1-③	
		(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。			B-1-④	
		(2)(1)で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備し、機能しているか。				
	8-3 国際交流を行う体制が整備され、機能していること。				本校独自項目	
	8-3-①	国際交流を実施する上で必要な運営体制を整備し、機能しているか。			本校独自項目	
(1) 国際交流を実施する上で必要な運営体制を整備しているか。						
(2)(1)は機能しているか。						
8-3-②		学生・教職員の国際交流支援体制を整備し、機能しているか。				
		(1) 学生の海外への留学支援体制を整備し、機能しているか。				
		(2)外国人留学生を受け入れる体制を整備し、機能しているか。				
		(3)教員の国際交流体制を整備し、機能しているか。				

別図 3

群馬工業高等専門学校組織運営PDCAサイクル

